

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	2026年3月19日
【事業年度】	第24期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	株式会社メドレックス
【英訳名】	Medrx Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松村 米浩
【本店の所在の場所】	香川県東かがわ市西山431番地7
【電話番号】	0879-23-3071
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 藤岡 健
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋浜町二丁目35番7号
【電話番号】	03-3664-9665
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 藤岡 健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	8,350	59,482	29,534	257,915	128,084
経常損失 () (千円)	1,066,450	1,112,190	930,634	755,076	937,456
親会社株主に帰属する 当期純損失 () (千円)	1,059,833	1,111,150	932,897	806,756	937,373
包括利益 (千円)	1,058,194	1,101,467	931,112	810,324	865,767
純資産額 (千円)	1,955,493	1,212,713	1,924,731	2,169,999	2,048,991
総資産額 (千円)	2,108,589	1,398,266	2,052,252	2,275,600	2,157,533
1株当たり純資産額 (円)	77.09	40.71	48.44	44.53	33.51
1株当たり当期純損失 () (円)	49.62	43.81	26.82	18.56	17.44
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	89.9	82.2	90.6	92.9	92.2
自己資本利益率 (%)					
株価収益率 (倍)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	923,688	1,073,292	913,800	803,403	888,109
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,542	1,958	759	3,155	82,752
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	815,915	356,315	1,639,492	1,066,994	745,093
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,703,644	994,025	1,720,720	1,977,638	1,754,669
従業員数 (名)	23	22	22	22	21

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第20期において、新株予約権の行使により5,160,000株の新株発行を行っております。
5. 第21期において、新株予約権の行使により3,629,000株の新株発行を行っております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 第22期において、新株予約権の行使により10,141,000株の新株発行を行っております。
8. 第23期において、新株予約権の行使により9,130,000株の新株発行を行っております。
9. 第24期において、新株予約権の行使により11,870,000株の新株発行を行っております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月		2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高	(千円)	8,350	59,482	29,534	257,915	128,084
経常損失()	(千円)	1,063,489	1,110,768	934,135	780,959	975,317
当期純損失()	(千円)	1,057,872	1,109,727	935,419	825,684	964,898
資本金	(千円)	7,803,647	227,227	847,504	580,917	450,912
発行済株式総数	(株)	24,595,100	28,224,100	38,365,100	47,495,100	59,365,100
純資産額	(千円)	1,937,869	1,186,828	1,894,540	2,124,447	1,972,751
総資産額	(千円)	2,091,201	1,373,139	2,021,759	2,157,236	2,061,655
1株当たり純資産額	(円)	76.37	39.79	47.65	43.57	32.22
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純損失()	(円)	49.53	43.75	26.90	19.00	17.96
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)					
自己資本比率	(%)	89.8	81.8	90.4	95.9	92.8
自己資本利益率	(%)					
株価収益率	(倍)					
配当性向	(%)					
従業員数	(名)	22	21	21	21	20
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%) (%)	60.7 (112.7)	45.0 (110.0)	71.6 (141.1)	38.9 (169.9)	51.2 (213.2)
最高株価	(円)	334	160	320	199	225
最低株価	(円)	124	91	91	76	55

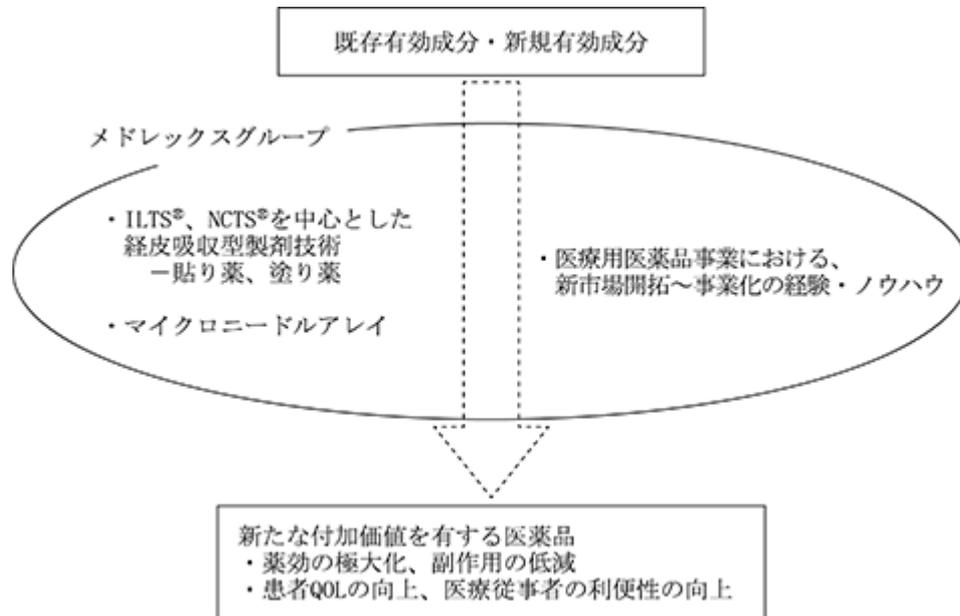
- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第20期において、新株予約権の行使により5,160,000株の新株発行を行っております。
6. 第21期において、新株予約権の行使により3,629,000株の新株発行を行っております。
7. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
9. 第22期において、新株予約権の行使により10,141,000株の新株発行を行っております。
10. 第23期において、新株予約権の行使により9,130,000株の新株発行を行っております。
11. 第24期において、新株予約権の行使により11,870,000株の新株発行を行っております。

2 【沿革】

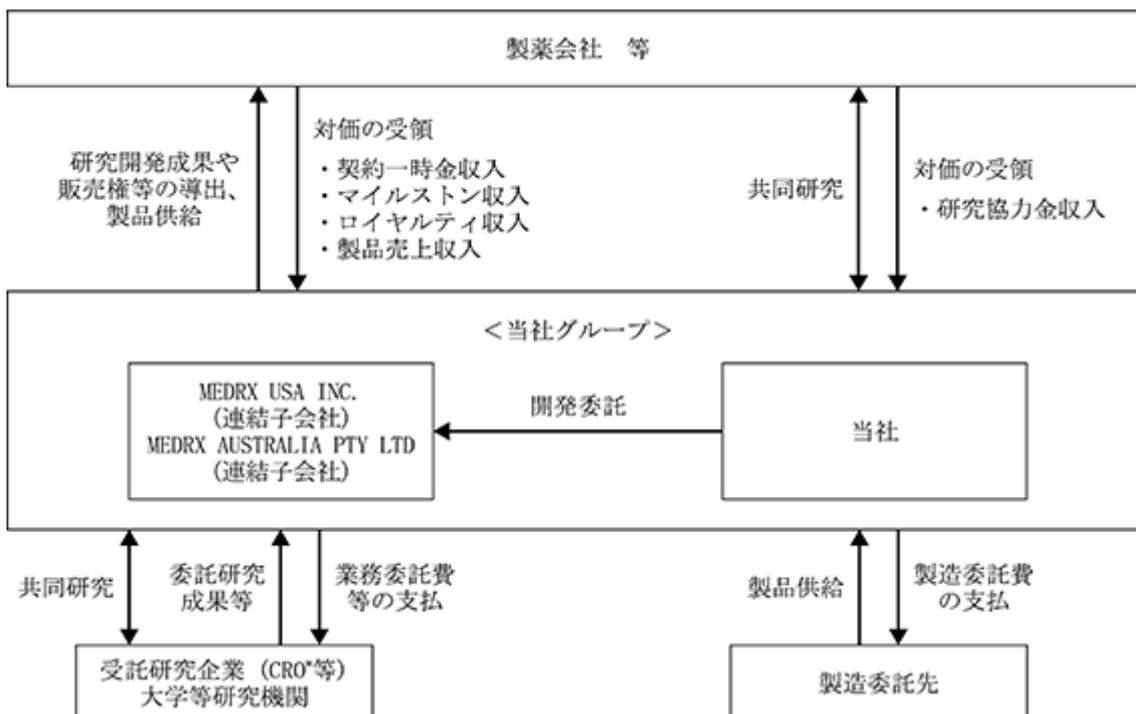
- 2002年 1月 生活様式の多様化及び未曾有の高齢化社会に即応した、新しい剤型の医薬品を開発する医薬品製剤開発企業として、香川県東かがわ市に株式会社メドレックスを設立
- 2005年 4月 第一種医薬品製造販売業許可(許可番号37A1X00003)及び第二種医薬品製造販売業許可(許可番号37A2X00006)を取得
- 2005年 8月 褥瘡・皮膚潰瘍治療剤ヨードコート軟膏を上市
- 2007年 8月 本社移転(東かがわ市松原から東かがわ市西山へ)
- 2007年10月 米国での臨床開発を目的とした子会社(IL Pharma Inc.)を米国マサチューセッツ州に設立
- 2013年 2月 東京証券取引所マザーズへ上場
- 2015年 4月 米国での臨床開発を目的とした子会社(MEDRX USA INC.)を米国カリフォルニア州に設立
- 2015年10月 子会社管理の一元化及び効率化のため、IL Pharma Inc.をMEDRX USA INC.に吸収合併
- 2022年 4月 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、マザーズ市場からグロース市場に移行
- 2024年 3月 豪州での臨床開発を目的とした子会社(MEDRX AUSTRALIA PTY LTD)を豪州ヴィクトリア州に設立
- 2025年 9月 帯状疱疹後神経疼痛治療薬Bondlidoの販売承認を米国FDAから取得

3 【事業の内容】

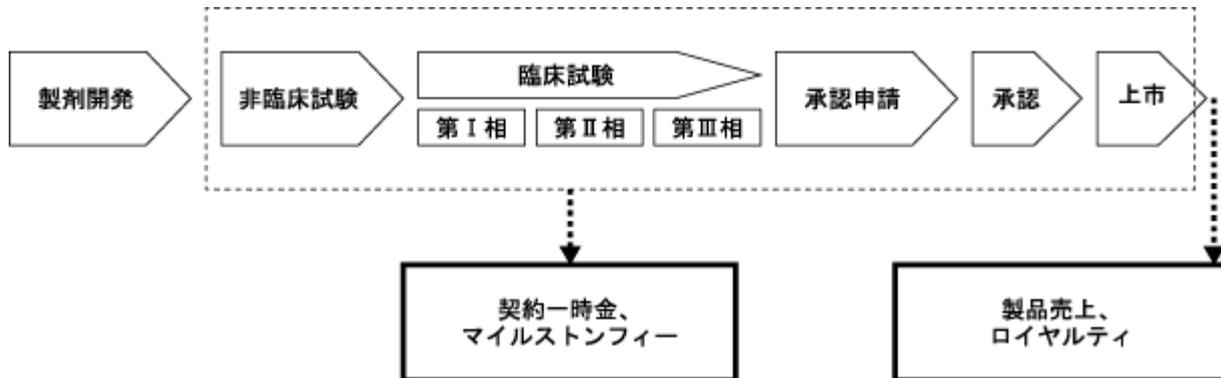
当社グループは、当社独自の経皮吸収^{*}型製剤技術を基に新たな医薬品を生み出す創薬企業グループです。経皮吸収技術をはじめとする製剤技術をもって画期的新薬を開発し、全世界の人々の健康とQOL^{*}の向上に資することを企業理念としています。イオン液体の特徴を利用した独自の経皮吸収型製剤技術ILTS[®]（Ionic Liquid Transdermal System）、薬物のナノコロイド^{*}化技術を利用した独自の経皮吸収型製剤技術NCTS[®]（Nano-sized Colloid Transdermal System）を中心とした医薬品製剤技術により、薬効の極大化、副作用の低減、飲み忘れ防止や経口投与が困難な患者への投与を可能にして、新たな付加価値を有する医薬品を生み出すことを目指しております。



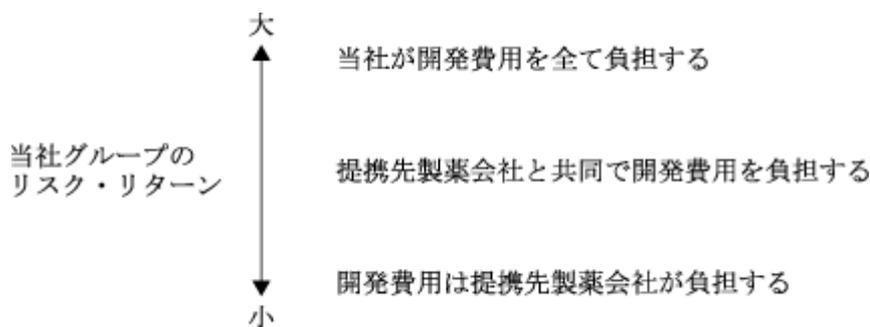
当社グループは、当社、連結子会社MEDRX USA INC.及びMEDRX AUSTRALIA PTY LTDの3社で構成されています。



当社グループの現在のビジネスモデルは、当社製剤技術により新たに創出（製剤開発^{*}）した医薬品候補製剤を、医薬品としての製造販売承認を取得するために開発（非臨床試験^{*}、臨床試験^{*}）する過程で、製薬会社等との間で開発・販売・製造に関する適切な提携関係を築いて事業を推進していくものです。当社は、提携先の製薬会社等から、「契約一時金、開発の進捗に応じたマイルストーンフィー」及び「上市^{*}後の製品売上、ロイヤルティ」の形で収入を得ます。



医薬品候補製剤（開発パイプライン）の特性（市場性、開発費用）や、提携候補先製薬会社の当該パイプラインに対する取組姿勢を考慮した上で、開発パイプライン毎に当社の収益モデルを設計し、当社全体としてのリスクとリターンバランスを取るためのポートフォリオを構築しながら成長していくことを目指しています。



当連結会計年度において、当社グループでは独自の経皮製剤技術であるILTS[®](Ionic Liquid Transdermal System)を中心とした医薬品製剤技術を用いて、低分子から高分子に至る様々な有効成分の経皮吸収性を飛躍的に向上させることにより新しい付加価値を持った医薬品を開発することを事業の中核に据え、製品化に向けた開発を推し進めるとともに提携候補先との契約交渉を行うなど事業の拡大を図ってきました。

開発が最も進んでいる「Bondlido (MRX-5LBT:リドカインテープ剤)」について、2025年9月に米国規制当局であるアメリカ食品医薬品局(FDA: Food and Drug Administration)から成人の帯状疱疹後の神経疼痛を適応として販売承認を取得しました。現在、販売パートナー候補と提携交渉中であり、2026年下半期の上市を計画しています。

続いて「MRX-4TZT:痙性麻痺治療薬(チザニジンテープ剤)」、「MRX-9FLT:中枢性鎮痛貼付剤(フェンタニルテープ剤)」の2つのパイプラインが臨床開発ステージにあります。また、米国の創薬ベンチャーAlto Neuroscience, Inc.(米国カリフォルニア州マウンテンビュー、以下「Alto」)との提携下で開発が進められている「Alto-101:統合失調症治療薬(PDE4阻害貼付剤)」について、統合失調症患者に対する臨床第2相試験が進行中です。

当社グループではこれらの貼付剤パイプラインとは別に、無痛での自己接種が可能で従来の接種方法と比べて高い免疫応答が期待できる、ワクチン等の投与デバイスであるマイクロニードルの研究開発に取り組んでいます。世界でまだ数ヶ所しかない医療用医薬品/ワクチン用途のマイクロニードル治験薬工場を稼働させており、モデル動物を用いたフィージビリティスタディ(実現可能性を検討する研究)を実施しながら、事業提携を模索しています。

当社グループの主要パイプラインの開発進捗状況は、以下のとおりです。

開発パイプライン（第一ターゲット：米国市場）

製品名・ 開発コード	製剤開発	非臨床	Ph-I	Ph-II	Ph-III	承認申請	上市
MRX-4TZT 痙性麻痺治療薬 (チザニジン transdermal, ILTS®)	P2試験実施中						
Bondlido (MRX-5LBT) 帯状疱疹後神経疼痛治療薬 (リドカイン topical, ILTS®)	米国での販売承認取得						
MRX-9FLT 中枢性鎮痛薬 (フェンタニル transdermal, ILTS®)	Fast Track指定						
MRX-6LDT 慢性疼痛治療薬 (ジクロフェナック・リドカイン貼付剤)							
Alto-101 統合失調症治療薬 (PDE4阻害剤)	P2試験進行中 Fast Track指定						
マイクロニードルアレイ (MN)	感染症に対するワクチン等のMN製剤の実現可能性を検討する動物試験を実施中						

< 開発コード MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤） >

ILTS®を用いて中枢性筋弛緩薬であるチザニジンのテープ型貼付剤を製剤開発したものです。米国における筋弛緩薬市場は、2024年において約2,300億円(1,546 million USドル)と推計されています(出所：IQVIA)。筋弛緩薬の経皮製剤が存在しない中、チザニジンを経皮製剤化することにより経口剤と比較して、有効血中濃度の持続性、眠気や口渇等の副作用の低減等の利点が期待されます。

2025年12月に臨床第2相 / POC試験を開始しました。この試験では、多発性硬化症による痙縮患者を対象に高用量域におけるMRX-4TZTの安全性・忍容性および有効性をチザニジン経口剤と比較することにより、MRX-4TZTのProof of Concept「薬効を維持したまま、経口薬と比較して安全性・忍容性が向上することにより、患者負担が軽減される」を確立することを目的としており、2026年第4四半期に結果速報を得ることを見込んでいます。

試験デザイン詳細については、以下の当社ウェブサイトをご参照下さい。

<https://www.medrx.co.jp/business/iltspipeline/mrx-4tzt/index.html>

患者さんを対象としたこのPOC試験で、MRX-4TZTのコンセプト、即ち「薬効を維持したまま、経口薬と比較して安全性・忍容性が向上することにより、患者負担が軽減される」を示すことができれば、MRX-4TZTのアセットとしての価値が格段に向上し、ライセンスアウトによる収益化も見えてきます。MRX-4TZTはブロックバスターになり得るポテンシャルを持ったパイプラインであり、開発の要所である臨床第2相 / POC試験結果は、当社の企業価値に大きなインパクトを与えると期待しています。

< Bondlido (MRX-5LBT)：帯状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤） >

ILTS®を用いた新規のリドカインテープ剤であり、帯状疱疹後の神経疼痛を適応症としているリドカインパップ剤Lidodermの市場をターゲットとして、第一に米国で開発を進めてきた製品です。米国におけるリドカイン貼付剤市場は、2024年において約240億円(162 million USドル)と推計されています(出所：IQVIA)。2020年4月に株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所（愛知県名古屋市、D. Western Therapeutics Institute、以下「DWTI」）と米国における共同開発契約を締結して以降、DWTIと共同で開発を進めてきました。Bondlidoは、これまでの臨床試験結果より、先行指標品であるLidodermより「皮膚刺激性が少なく」「貼付力に優れ」「運動時においても貼付力を保持できる」より良い製品として市場浸透することが期待されます。

2024年1月に新薬承認申請しましたが、2024年7月にFDAより審査完了報告通知（CRL）を受領しました。2025年3月にCRLにおいて求められていたデータを追加して再申請し、2025年9月に成人の帯状疱疹後の神経疼痛を適応とし

て販売承認を取得しました。現在、販売パートナー候補と提携交渉中であり、2026年下半期の上市を計画しています。先行競合品ZTlidoのnet salesは2024年において約80億円(52 million USドル)です(出所: Scilex Holding Company, FORM 10-K)。この数字を一つの目安として、ZTlidoに追い付け追い越せとの期待を持って、販売提携候補先との交渉を行っています。

< 開発コード MRX-9FLT : 中枢性鎮痛薬 (フェンタニルテープ剤) >

フェンタニルは、オピオイドの一種で、医療用麻薬に指定されており、米国においては重度の急性疼痛、慢性疼痛及び癌性疼痛に貼付剤としても広く使用されています。フェンタニル貼付剤においては、患者の使用後の貼付剤を幼児・小児が誤って噛んだり貼付したりすることで死亡する誤用事故が報告されており、米国で社会的な問題となっています。

当社グループでは、オピオイド貼付剤における誤用事故の抑制・防止を目的とした独自技術を開発しており、その技術を適用したフェンタニルテープ剤についてFDAと面談会議を実施し、幼児・小児に対する誤用事故防止機能を持った貼付剤は重要で価値のあるゴールであることを確認した上で、本格的な開発に取り掛かりました。予備的な臨床薬物動態 (pilot PK : Pharmacokinetics) 試験により、MRX-9FLTが参照製品と同様の血中濃度推移を示すことが確認できました。また、in vitro (実験室レベル) や動物実験で確認してきた誤用事故防止機能についても、ヒトでの有用性を予備的に確認することができました。2021年7月には、MRX-9FLTが持つ誤用事故防止機能が評価され、FDAからファスト・トラック指定されました。新薬承認取得に向けて、参照製品との生物学的同等性を示すための検証的な比較臨床試験、及び、誤用事故防止機能を検証するための試験を計画しています。

米国におけるフェンタニル貼付剤市場は、2024年において約240億円 (158 million USドル) と推計されており (出所: IQVIA)、誤用事故防止という高付加価値化により、現市場の置き換えと更なる市場拡大を企図しています。

< 開発コード MRX-7MLL : アルツハイマー治療薬 (メマンチン貼付剤) >

当社では、ILTS[®]とは別に、薬物をナノコロイド化することにより経皮吸収性を飛躍的に向上させる独自の経皮製剤技術NCTS[®]を用いた経皮吸収型医薬品の研究開発にも取り組んでいます。MRX-7MLLは、NCTS[®]を用いてアルツハイマー治療薬であるメマンチンを含有した貼付剤を製剤開発したものです。

2025年5月にP1a試験(臨床第1相単回PK試験)結果が判明しました。P1a試験においてMRX-7MLLが示した経皮浸透量は、臨床上有用と考えられるパッチサイズで経口剤と同等の血中濃度を実現できる水準に達しませんでした。その後、経皮浸透性に関して製剤改良を多面的に試みましたが、経皮浸透性と皮膚安全性を両立させる目途が立たず、開発を断念することとしました。

< 開発コード MRX-6LDT : 慢性疼痛治療薬 (ジクロフェナック・リドカインテープ剤) >

米国における疼痛管理薬市場は2024年において約6,400億円 (4,251 million USドル) であり、その50%超をジェネリック医薬品が占めています(出所: IQVIA)。慢性疼痛市場にはジェネリック医薬品を含め多数の薬剤が存在し、新たなブランド薬が確固たる地位を築くことは容易ではありませんが、一方で、米国での慢性疼痛治療の基盤ともいえるオピオイド鎮痛薬の乱用リスクに対して米国社会全体から厳しい視線が集まっており、乱用リスクがなく有効性と安全性・忍容性に優れた慢性疼痛治療薬には大きな事業機会/潜在市場があると考えています。

MRX-6LDTは、当社独自の経皮製剤技術ILTS[®]を用いて、消炎鎮痛作用を有するジクロフェナックと局所麻酔作用を有するリドカインの両薬物ともに高い経皮浸透を実現させるべく製剤開発したテープ型貼付剤であり、両薬物の相加的或いは相乗的な疼痛治療効果を最大限に発揮させることを企図しています。米国における大きな事業機会/潜在市場に向けて、まずは非臨床試験とそれに続く臨床第1相試験を実施して、MRX-6LDTの高い経皮浸透性及び製品ポテンシャルをヒトでのデータをもって確認することを計画しています。

< 開発コード Alto-101 : 統合失調症治療薬 (PDE4阻害貼付剤) >

2023年9月に、Alto Neuroscience, Inc. (米国カリフォルニア州マウンテンビュー、以下「Alto」) と、当社独自の経皮吸収技術を適用した中枢神経領域の新規医薬品候補 (Alto-101, PDE4阻害剤) に関する提携契約を締結しました。Altoは、個別化された高効果の治療選択肢を開発するために神経生物学を活用して精神医学を再定義することをミッションとした、ニューヨーク証券市場に上場している臨床開発ステージの創薬ベンチャーです。AltoのPrecision Psychiatry PlatformTMは、脳波記録、神経認知評価、ウェアラブルデータなどを解析することにより脳のバ

イオマーカーを計測して、それぞれの患者に合うAltoの薬を提供することを目指しています。

新規のPDE4阻害剤であるAlto-101の経口剤を用いて健常人に対して実施された臨床第1相試験(P1a)において、認識機能向上効果と認識機能に関連した脳波(electroencephalography: EEG)マーカーが示されています。また、当社とAltoとの提携下で製剤開発された新規のAlto-101経皮製剤を用いて健常人に対して実施されたもう一つの臨床第1相試験(P1b)において、Alto-101経皮製剤の好ましい薬物動態と忍容性、即ち、Alto-101経皮製剤は十分な量の薬物を体内に到達させた上でPDE4阻害剤を経口投与した際によく見られる副作用を低減させることが示されています。

2024年6月にAltoが統合失調症患者に対する臨床第2相試験を開始しており、2026年第1四半期に結果速報を得ることが計画されています。また、2025年10月には、FDAからファスト・トラック指定されました。進行中の臨床第2相試験は、Alto-101経皮製剤を用いたプラセボ対照交差二重盲検の用量増加試験であり、21～55歳の統合失調症患者約70名への投与が計画されています。本試験における最も重要な評価項目は、各投与期間終了時にEEGを用いて測定されるシータ帯域(脳波はalpha, beta, delta, thetaの4種類に分類される。そのうち4～7ヘルツの周波数帯域)活性へのAlto-101経皮製剤の影響です。Altoでは、EEGを用いて測定されるシータ帯域活性が統合失調症患者の認識機能とよく相関することを見出しており、本試験においてAlto-101経皮製剤の統合失調症治療薬としての堅固なPOC(Proof of Concept)を実証するのに適した指標であると考えています。

<マイクロニードルアレイ>

マイクロニードルアレイ(Micro Needle array、以下「MN」という)とは、生体分解性樹脂等から成る数百 μm の微小針の集合体で、当社開発品は生け花に用いる剣山を数百 μm レベルに縮小したような形状です。MNは、注射しか投与手段のないワクチンや核酸医薬・タンパク医薬等の「無痛経皮自己投与」を可能にし、またワクチンや免疫性疾患においては「従来の注射剤と比べて高い免疫効果」が期待される、有望な投与デバイスとして注目されています。当社のMN技術は、鋭い針先と工夫された応力制御機構を持つアプリケータ(挿入器具)による「簡便で確実な投与」を特徴としています。

臨床試験等においてヒトに投与できるGMP(Good Manufacturing Practice)規格品を製造するMN治験薬工場が、ワクチンに用いられる病原性のある細菌やウイルス、遺伝子組み換え生物等の取り扱いを可能にするためのバイオセーフティ対策を整備した上で稼働しています。現在、量産化に向けた技術開発と並行して、モデル動物を用いたフィージビリティスタディ(実現可能性を検討する研究)を実施しながら事業提携を模索しています。

当社グループでは、自己投与可能なワクチンMN製剤が、パンデミック発生時の医療体制堅持や医療インフラ未整備地域での公衆衛生向上に貢献できるものと確信しており、実用化に向けた研究開発に取り組んでいます。

上述した開発候補品以外にも、製薬会社等と共同で、あるいは当社グループ独自で医薬品等の製剤開発を進めています。

当社の経皮製剤技術について

経皮吸収型医薬品には、嚥下障害等で経口投与が困難な患者にも投与可能、ファーストパスエフェクトを受けない、薬物の血液中の濃度を一定に保ち効果を持続させ易い、注射剤と異なり投与時に痛みを感じない等の様々な利点があります。疾患別に見ると、昨今の潮流として、疼痛治療用薬剤に加え、アルツハイマー病やうつ病のような精神疾患系薬剤においても、QOL及び服薬アドヒアランスの向上（飲み忘れ等の防止）に寄与する経皮吸収型製剤が、アンメット・メディカルニーズに応える形で開発及び市場投入されています。

一方、皮膚は人体にとって外界からの異物の侵入に対する第一バリアであり、分子量が小さい、脂溶性が高い、融点が低い等の、皮膚から浸透し易い特定の物理化学的性質を持つ薬物以外の薬物を経皮吸収させることは極めて困難です。

当社では、イオン液体の特徴を利用した独自の経皮製剤技術ILTS[®]や薬物のナノコロイド化技術を利用した独自の経皮製剤技術NCTS[®]により、従来の技術では経皮吸収させることが困難であった難溶性薬物や核酸・ペプチドといった高分子に至る様々な薬物の経皮浸透性を飛躍的に向上させることに成功しています。さらに、ILTS[®]やNCTS[®]をもってしても経皮吸収させることが困難な高分子のワクチン等については、マイクロニードルアレイによる投与方法の研究開発を行っております。

ILTS[®](Ionic Liquid Transdermal System)

イオン液体とは、融点が100 以下の塩（えん）のことで、常温溶融塩とも呼ばれています。低融点、高イオン伝導性、高極性、不揮発性、不燃性等の特徴を有しており、太陽電池や環境に優しい反応溶媒等、多方面における応用が検討されています。当社では、薬物をイオン液体化する、或いは、イオン液体に薬物を溶解することにより、当該薬物の経皮浸透性を飛躍的に向上させることができることを世界に先駆けて見出しました。現在までに、人体への使用実績がある化合物の組み合わせによる安全性が高いと考えられるイオン液体ライブラリー、対象薬物の経皮浸透性向上に適したイオン液体の選択に関するノウハウ、薬物を含有するイオン液体をその特性を保持したまま使い勝手のよい形（貼り薬、塗り薬等）に製剤化するノウハウ等を蓄積しています。これらのノウハウ等も含めた独自の経皮吸収型製剤作製技術を総称して、ILTS[®](Ionic Liquid Transdermal System)と呼んでいます。

NCTS[®](Nano-sized Colloid Transdermal System)

当社は、薬物をナノサイズのコロイドにすることで経皮吸収性が高まることを発見し、それによる製剤化技術をNCTS[®](Nano-sized Colloid Transdermal System)と名付けました。アルツハイマー治療薬等をターゲットとした製剤開発を進めております。

*用語解説

CRO (Contract Research Organization)	医薬品開発業務受託機関。
経皮吸収	皮膚から（薬物を）体内に吸収・浸透させること。
チザニジン	中枢性筋弛緩剤（脳や脊髄にある中枢神経に作用して筋肉の緊張を緩和する薬）の一種で、痛みを伴う肩こりや腰痛、五十肩、緊張性頭痛等の治療及び痙性麻痺等の筋肉がこわばる症状の治療に使用されている。
リドカイン	神経末端において痛みの信号を遮断して痛みを軽減させる、局所麻酔薬の一種。
フェンタニル	オピオイドの一種で、医療用麻薬に指定されており、米国においては重度の急性疼痛、慢性疼痛及び癌性疼痛に主に貼付剤として使用されている。
ファスト・トラック指定	重篤または生命を脅かす恐れのある疾患やアンメット・メディカルニーズの高い疾患に対して治療効果が期待される新薬を優先的に審査する制度。開発から審査までの迅速化を目的としている。ファスト・トラック指定により、臨床試験に関する相談などFDAと協議する機会がより多く与えられる。
メマンチン	脳内での過剰なグルタミン酸作用を抑えて神経細胞を保護するNMDA受容体拮抗薬で、中等度及び高度アルツハイマー型認知症における認知症症状の進行を抑制する薬。
製剤開発	飲み薬を貼り薬に、錠剤をゼリー剤にする等して、医薬品の剤型/投与方法を変えることにより、医薬品の有用性や安全性を高めるための研究開発。
臨床試験	薬剤候補について、有効性及び安全性を実証するために、ヒトを対象として実施する試験の総称。少数健康人を対象として安全性及び薬物動態を確認する第Ⅰ相試験、少数患者を対象として有効性及び安全性を探索的に確認する第Ⅱ相試験、多数患者を対象として有効性及び安全性を検証する第Ⅲ相試験に区分される。
オピオイド	ケシから採取されるアルカロイドやその関連の合成化合物及び内因性物質のうち麻薬性作用を持つ物質の総称。モルヒネ、オキシコドン、フェンタニルなどに代表されるオピオイド鎮痛薬は、強い鎮痛効果を有する一方で、薬物依存性が高く中毒症を引き起こしやすく、過剰容量摂取した場合には呼吸抑制や昏睡を引き起こして死に至る恐れがあることが知られている。
コロイド	コロイドとは、液体、固体あるいは気体にある粒子が均一に分散している状態をいい、ナノコロイドは、粒子がナノサイズのコロイド。
非臨床試験	薬剤候補について、ヒトにおける試験を実施する上で十分な安全性と有効性があることの確認を目的として、主に動物を用いて行われる試験。
上市	各国の規制当局により新薬が承認され、実際に市場に出る（市販される）こと。
PDE4阻害剤	ホスホジエステラーゼ4という酵素の働きを阻害する物質の総称。様々な炎症性疾患において、免疫細胞にPDE4が過剰に存在することにより、免疫バランスの異常が生じて炎症が起こっていると考えられている。
ファーストパスエフェクト	初回通過効果ともいう。経口摂取した薬物は、腸管から吸収され肝臓に入る。多くの薬物は、その一部が肝臓で代謝されてしまうので、飲んだ薬の効果全てが全身（または患部）に届くわけではない。この肝臓通過による薬効減退効果のこと。
QOL (Quality of Life)	不快に感じることを最大限に軽減し、できるだけ本人（患者）がこれでいいと思えるような生活を送れるようにすることを目指した、医療上の概念。
アンメット・メディカルニーズ	まだ満たされていない医療上の必要性、未充足の医療ニーズ。
イオン液体	融点が100 以下の塩（えん）のことで、常温溶融塩とも呼ばれる。低融点、高イオン伝導性、高極性、不揮発性、不燃性等の特徴を有しており、太陽電池や環境に優しい反応溶媒等、多方面における応用が検討されている。
難溶性薬物	水やその他の各種溶媒に対して溶けにくい性質を持つ薬物。
核酸	遺伝子の構成成分である生体高分子。核酸には、DNA（デオキシリボ核酸）やRNA（リボ核酸）がある。
ペプチド	数個～数百個のアミノ酸がつながってきた物質の総称。医薬品としては、GLP-1等の糖尿病治療薬や抗肥満薬として使用されているものや、PTH等の骨粗鬆治療薬として使用されているものなどがある。
生体分解性樹脂	ヒトの体内で分解され得るプラスチック素材。手術時の縫合糸等に使われている。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) MEDRX USA INC.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 アーバイン市	USドル 300,000	米国における臨床開発	100.0	役員兼任(2名) 開発委託先
(連結子会社) MEDRX AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア ヴィクトリア州 メルボルン市	AUドル 100,000	豪州における臨床開発	100.0	役員兼任(2名) 開発委託先

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、代表的な事業の名称を記載しております。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社及び特定子会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

区分	従業員数(名)
全社共通	21
合計	21

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 当社グループは、単一事業分野において営業を行っており、単一事業部門で組織されているため、従業員数は全社共通としております。

(2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
20	49.7	12.4	6,164

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、単一事業分野において営業を行っており、単一事業部門で組織されているため、従業員数は全社共通としております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには労働組合はありません。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において、当社グループが判断したものであります。

(1) 創薬パイプラインの開発推進

創薬パイプライン型ベンチャーである当社グループにおいては、創薬パイプラインの開発を一歩一歩進めて開発アセットの価値を高めていくことが、当社企業価値を最大化する唯一の道筋と考えています。

2025年においては、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所と共同開発を行っていた<MRX-5LBT：帯状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）> Bondlido[®]がFDAから販売承認を取得しました。当社の米国第一号製品として、2026年後半より販売開始予定です。また、<MRX-4TZZ：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）>については、第2相試験の開始が予定より遅延しましたが2025年12月に開始しました。また、<MRX-7MLL：アルツハイマー治療薬（メマンチン貼付剤）>については経皮浸透性と皮膚安全性を両立させる目途が立たず、開発を断念しました。

2026年においては、以下の開発進展を予定しています。

MRX-4TZZ：多発性硬化症による痙縮患者を対象とした臨床第2相試験の結果判明（2026年第4四半期）

Alto-101：統合失調症患者に対する臨床第2相試験の結果判明（2026年第1四半期）

(2) 製薬会社等とのパートナーシップの構築

当社グループは研究開発投資が先行する創薬パイプライン型ベンチャーであることから、製薬会社等との事業提携も重要課題であると認識しています。各開発パイプラインや基盤技術の一部について、開発権や販売権のライセンスアウトを通じて、win-winの関係を構築できるパートナーから収益を得て、財務基盤の強化、持続的な企業成長を図っていく方針です。

「MRX-5LBT “Bondlido”」の新薬承認取得に続く販売パートナーとの提携、「MRX-4TZZ」のP2試験成功に続く事業提携が、引き続き重要な経営課題であります。

(3) 開発資金の確保

当社グループは研究開発投資が先行する創薬パイプライン型ベンチャーであることから、中長期的成長に向けて、創薬パイプラインの開発アセットとしての価値を高めていくための開発資金の確保も重要課題であると認識しています。当連結会計年度においては、第32回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行・行使による新株発行により、開発資金を確保することができました。今後も、適時適切な財務活動による資金調達を実施して開発資金を確保し、開発アセットの価値向上を通じて企業価値向上を図っていく方針です。

(4) 人材の採用・育成、企業風土の醸成

当社グループの事業活動は、医薬品業界における豊富な経験を有する経営陣及び研究開発人員により運営されているものの、事業を推進する各部門の責任者及び少数の研究開発人員に強く依存するところがあります。当社が持続的な成長を果たすためには、人的陣容強化が欠かせないと認識しており、常に優秀な人材の確保と育成に努めています。また、研究開発推進の背骨となる多様性とチャレンジ精神を尊重する企業風土を培い続けていく所存です。

(5) 内部統制の強化

当社グループでは、企業規模・業容に応じた内部管理体制を整備し機能させることが重要であると考えています。業務執行の妥当性や効率性のチェック機能を有効に働かせ、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名、取締役（監査等委員）4名（うち、社外取締役4名）及び従業員21名の小規模組織（2025年12月末現在）に応じた内部管理体制を敷いています。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは小規模組織であるため、取締役会を中心として柔軟かつ弾力的に対応することが可能と判断しており、サステナビリティ関連のリスク及び機会を、その他の経営上のリスク及び機会と一体的に監視しており、その体制については、その他のコーポレート・ガバナンスの体制と同様になります。

体制等の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

研究開発を基軸としている当社グループとして、人材の多様性は経営上の最重要課題の一つであると認識しており、性別や国籍、人種等の区別なく、多様な人材を確保していきたいと考えております。研究部門においては裁量労働制を導入するなど、自由闊達な研究活動が行えるよう体制を整えております。

(3) リスク管理

当社グループでは、リスクマネジメント規程を定め、リスクを把握・管理する体制を構築しております。また、取締役会を中心に、適宜リスク及び機会を検討し、早期の対応を図っております。サステナビリティに関連するリスクについても、当該規程に基づきリスク管理を行い、取締役会を中心に対応を図る方針です。

詳細については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、上記(2)戦略で記載した人材の育成や社内環境の整備について、現時点では定量的な指標や目標は設定しておりませんが、必要かつ有用な指標については、当社グループを取り巻く環境を踏まえ、今後、検討してまいります。

また、その他のサステナビリティ関連の指標及び目標の設定についても、今後、関連する指標のデータ収集及び分析を進め、検討してまいります。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当社グループはこれらのリスクの発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。また、これらは投資判断のためのリスクを全て網羅したのではなく、更にこれら以外にも様々なリスクを伴っていることにご留意頂く必要があると考えます。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

・ 医薬品の研究開発、医薬品業界に関するリスクについて

(1) 新薬開発の不確実性

医療用医薬品の開発には多額の研究開発投資と長い時間を要しますが、臨床試験で有用な効果を発見できないこと等により研究開発が予定通りに進行せず、開発の延長や中止の判断を行うことは稀ではありません。また、日本国内はもとより、海外市場への展開においては、各国の薬事関連法規等の法的規制の適用を受けており、新薬の製造及び販売には各国別に厳格な審査に基づく承認を取得しなければならないため、有効性、安全性、及び品質等に関する十分なデータが得られず、予定していた時期に上市ができず延期になる、または上市を断念する可能性があります。これは当社グループのパイプラインを他社にライセンスアウトした場合も同様であり、当社グループが研究開発を行った医療用医薬品候補及び他社にライセンスアウトした医療用医薬品候補の上市が延期または中止された場合、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクの対応策として、当社グループでは、自社グループの研究開発機能を進化発展させるとともに、他の製薬企業、バイオベンチャー企業、大学等の研究機関との提携、共同研究・共同開発により、パイプラインの拡充及び複線化に努めています。経営資源の制約（資金、社員数等）によってパイプライン数の上限はありますが、「当社グループのリスク・リターン（6ページ）」に記載しておりますように、複数の開発パイプラインで、成功確率の大小、成功時収益の大小を評価の主軸とした開発パイプライン・ポートフォリオを構成することにより、当社グループ全体としてのリスクを一定程度低減させつつ、大きな成功を目指しています。

(2) 薬事関連法規等の規制

当社は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という）」等の薬事関連法規の厳格な規制を受けており、事業活動の遂行に際して以下のとおり許認可等を受けています。

許認可等の 名称及び所管官庁	許認可等の内容 及び有効期限	主な許認可取消 又は業務停止事由
第二種医薬品製造販売 業許可証 所管官庁：厚生労働 省、香川県	医薬品医療機器等法第12条第1項の規定により許可された第二種医薬品製造販売業者であること。 有効期限：2029年2月8日 （5年毎の更新）	医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があったとき、又は役員等が欠格条項に該当したとき（医薬品医療機器等法第75条第1項）

これらの許認可等を受けるための諸条件及び関連法令の遵守に努めており、現時点において当該許認可等が取り消しとなる事由は発生していません。しかし、法令違反等によりその許認可等が取り消された場合には、規制の対象となる製品を回収し、またはその販売を中止することが求められる可能性及び対象事業を継続できない可能性があります。当社グループの運営に支障をきたし事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、将来において各国薬事法等の諸規制に大きな変化が生じた場合にも、同様に、当社グループの運営に支障をきたし事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 副作用発現、製造物責任

医薬品には、臨床試験段階から更には上市後以降において、予期せぬ副作用が発現する可能性があります。当社グループは、こうした事態に備えて、製造物責任を含めた各種賠償責任に対応するための適切な保険に加入しておりますが、最終的に当社グループが負担する賠償額の全てに相当する保険金が支払われる保証はありません。また、当社に対する損害賠償の請求が認められなかったとしても、製造物責任請求等がなされたこと自体によるネガティブ・イメージにより、当社グループ及び当社グループの製品に対する信頼に悪影響が生じる可能性があります。これら予期せぬ副作用が発現した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があるとともに、社会的信頼の失墜を通じて当社グループの事業展開にも深刻な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合

医薬品業界は、国際的な巨大企業を含む国内外の数多くの企業や研究機関等による激しい競争状態にあり、その技術革新は急速に進んでいる状況です。これら競合相手との競争において必ずしも当社が優位性をもって継続できるとは限らず、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動における競争の結果により、当社グループの業績

及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクの対応策として、自社グループの研究開発機能を進化発展させるとともに、他の製薬企業、バイオベンチャー企業、大学等の研究機関との提携、共同研究・共同開発により、最新の技術革新の取り込み及び協働による競争優位性の確保に努めてまいります。

(5) 医療費抑制策

当社グループの最重要ターゲット市場である米国において、MFN（Most Favored Nation：最恵国待遇）政策による先発医薬品への価格引下げ圧力のほか、低価格のジェネリック医薬品の使用促進も進んでいます。また、我が国においても、政府は増え続ける医療費に歯止めをかけるため、医療費の伸びを抑制していく方針を示しており、定期的な薬価引き下げをはじめ、ジェネリック医薬品の使用促進等が進んでいます。今後の医療費政策の動向が当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

・事業遂行上のリスクについて

(1) パイプライン・製品に関する収益の不確実性

当社グループでは、当社製剤技術により製剤開発した複数の医薬品候補製剤（開発パイプライン）を製品化（医薬品としての製造販売承認取得）に向け臨床開発等を行っておりますが、製品上市前の収益として、各開発パイプラインのライセンスアウトによる契約一時金や開発の進捗に応じた所定の成果達成に基づくマイルストーン収益を見込んでいます。この発生時期はライセンス交渉や開発の進捗に依存した不安定で予測困難なものであり、ライセンス交渉や開発に遅延が生じた場合、あるいは臨床試験等において期待される結果が確認できなかった場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクの対応策として、経営資源の制約（資金、社員数等）によってパイプライン数の上限はありますが、「当社グループのリスク・リターン（6ページ）」に記載しておりますように、複数の開発パイプラインで、成功確率の大小、成功時収益の大小を評価の主軸とした開発パイプライン・ポートフォリオを構成して収益源（候補）を複線化することにより、当社グループ全体としてのリスクを一定程度低減させつつ、大きな成功を目指しています。

(2) 小規模組織、少数の事業推進者への依存、業務委託及び提携先への依存

当社グループは、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名、取締役（監査等委員）4名（うち、社外取締役4名）及び従業員21名の小規模組織（2025年12月末現在）であり、現在の内部管理体制はこのような組織規模に応じたものとなっています。今後、業容拡大に応じて内部管理体制の拡充を図る方針です。

また、当社グループの事業活動は、現経営陣、各部門の責任者及び少数の研究開発人員に強く依存するところがあります。そのため、常に優秀な人材の確保と育成に努めていますが、人材確保及び育成が順調に進まない場合、並びに人材の流出が生じた場合には、当社グループの事業活動に支障が生じ、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

加えて、当社グループでは、研究開発、製造及び販売に関して、業務委託及び業務提携することにより、比較的少人数による事業推進を可能にしています。しかしながら、何らかの理由により、業務受託又は業務提携先との関係が解消された場合には、事業活動に支障をきたし、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 知的財産権

当社グループでは研究開発をはじめとする事業展開において様々な知的財産権を使用しており、これらは当社所有の権利であるか、あるいは適法に使用許諾を受けた権利であるものと認識しています。

しかし、当社が保有している現在出願中の特許が全て成立する保証はありません。また、特許が成立した場合でも、当社の研究開発を超える優れた研究開発により、当社の特許に含まれる技術が淘汰される可能性は常在しています。当社の特許権の権利範囲に含まれない優れた技術が開発された場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは他社の特許権の侵害を未然に防止するため特許調査を実施しており、これまでに、当社グループの開発パイプラインに関する特許権等の知的財産権について第三者との間で訴訟が発生した事実はありません。しかし、当社グループのような研究開発型企業にとって知的財産権侵害の問題を完全に回避することは困難であり、第三者との間で知的財産権に関する紛争が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクの対応策として、当社グループでは知的財産権に関する豊富な知識、経験を有する専門人材を雇用してその任に当たらせ、特許権を含む知的財産権を適切に管理しております。また、取締役会において毎月、特許権の申請・取得状況について知財担当の専門人材の詳細な説明による継続的なモニタリングを行うことで、リスクの回避と影響の低減を図っております。

・業績等に関するリスクについて

(1) 社歴の浅さ

当社は2002年1月に設立された社歴の浅い企業であり、医薬品業界における豊富な経験を有する経営陣及び研究開発人員により運営されているものの、今後、未だ経験していない事業上のトラブルが発生する可能性は否定できず、将来の不確定要因も多いと考えられます。

(2) マイナスの繰越利益剰余金の計上

当社グループは、医薬品の研究開発を主軸とするベンチャー企業です。医薬品の研究開発には多額の初期投資を要し、その投資資金回収も他産業と比較して相対的に長期に及ぶため、ベンチャー企業が当該事業に取り組む場合は、一般的に期間損益のマイナスが先行する傾向にあります。当社グループも創業以来継続的に営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しています。

当社グループは、複数のパイプラインの開発を推し進めることにより、将来の利益拡大を目指しています。しかしながら、設立以来親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、将来において計画通りに親会社株主に帰属する当期純利益を計上できない可能性もあります。また、当社事業が計画通りに進展せず親会社株主に帰属する当期純利益を獲得できない場合には、繰越利益剰余金がプラスとなる時期が著しく遅れる可能性があります。

(3) 収益計上が大きく変動する傾向

当社グループは、上市済み製品による売上を計上しているもののその額は微々たるものであり、当社グループの売上高は、現在開発中のパイプラインのライセンスアウト時の契約一時金及び開発進捗に伴うマイルストーン収入に大きく影響されるため、過年度の売上高、親会社株主に帰属する当期純利益（損失）は不安定に推移しています。この傾向は、現在開発中のパイプラインが上市され安定的な収益基盤となるまで続く見込まれます。

(4) 資金繰り

当社グループは、研究開発型企業として多額の研究開発資金を必要とし、また研究開発費用の負担により長期に亘って先行投資の期間が続きます。この先行投資期間においては、継続的に営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなる傾向があります。当社も営業キャッシュ・フローのマイナスが続いており、かつ現状では安定的な収益源を十分には有しておりません。

このため、先行投資期間においては、必要に応じて適切な時期に資金調達等を実施し、財務基盤の強化を図る方針です。当期においては、2025年4月に発行した第三者割当による第32回新株予約権の行使により、MRX-4T2T：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験費用（治験薬製造等の準備費用を含む）MRX-5LBT “Bondlido”の上市準備・承認維持費用 製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金に要する費用としての資金を獲得しました。

当社グループでは、こうした方針を今後も継続していく予定ですが、将来的に必要なタイミングで資金を確保できなかった場合は、当社事業の継続に重大な懸念が生じる可能性があります。

(5) 為替変動リスク

当社グループの収入及び支出（計画を含む）には米国ドル建決済及び豪州ドル建決済が含まれていますが、特段の為替リスクヘッジは行っておりません。大幅な為替変動が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 調達資金使途

上場時の公募増資及びその後現在に至るまでの新株予約権の権利行使により調達した資金は、医薬品の研究開発を中心とした事業費用に充当する計画です。但し、新薬開発に関わる研究開発活動の成果が収益に結びつくには長期間を要する一方で、研究開発投資から期待した成果が得られる保証はなく、その結果、調達した資金が期待される利益に結びつかない可能性があります。

(7) 新株発行による資金調達

当社グループは際限ない成長意欲を有しており、将来の急速な事業規模の拡大に伴い、増資を中心とした資金調達は機動的に実施していく可能性があります。その場合には、当社の発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(8) ストック・オプション

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）、取締役（監査等委員）、従業員、当社子会社従業員及び社外協力者の業績向上に対する意欲や士気を高め、また優秀な人材を確保する観点から、ストック・オプション制度を採用しています。当社取締役（監査等委員である取締役を除く）、取締役（監査等委員）、従業員、当社子会社従業員及び社外協力者に対して新株予約権の発行と付与を行っています。

2025年12月31日現在における当社の発行済株式総数は59,365,100株であり、これら新株予約権の権利が行使された場合は、新たに333,000株の新株式が発行され、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、所定の業績達成基準が満たされた場合に行使可能な有償ストック・オプションが96,800個（9,680,000株）存在しております。

今後も優秀な人材の確保のため、同様のインセンティブ・プランを継続する可能性があります。従って、今後付与される新株予約権が行使された場合にも、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

(9) 配当政策

医薬品の研究開発には多額の初期投資を要し、その投資回収も長期に及ぶ傾向にあり、当社も創業以来継続的に営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しています。このような状況下においては、積極的な開発推進によって企業価値を高めることこそが、株主利益の最大化に繋がると考えています。

2025年12月期末においては、会社法の規定上、配当可能な財政状態にはありません。

株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来、現在開発中の新薬が上市され、その販売によって親会社株主に帰属する当期純利益が計上される時期においては、経営成績及び財政状態を勘案しながら、配当による利益還元の実施を検討したいと考えております。

(10) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは創薬ベンチャー企業です。

医薬品の研究開発には長期に及ぶ先行投資が必要であり、ベンチャー企業として医薬品の開発に取り組んでいるため、期間損益のマイナスが先行する結果となっております。

当連結会計年度においても営業赤字が継続しているため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況となっておりますが、2013年2月13日の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う資金調達及び上場以降適時に実施してまいりました資金調達により、翌連結会計年度の研究開発活動を展開するための資金は確保できており、継続企業の前提に関する重要な不確実性はないと認識しております。

「第2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容」に記載のとおり、提携済みパイプラインからのマイルストーン収入や新たな事業提携による契約一時金収入等の事業収益と、適時適切な財務活動による資金調達を組み合わせ、事業基盤並びに財務基盤の強化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて118百万円減少し、2,157百万円となりました。これは主に現金及び預金が222百万円減少し、土地が81百万円増加したこと等によるものです。

流動資産は1,824百万円となりました。主な内容は、現金及び預金1,754百万円であります。固定資産は332百万円で、主な内容は土地81百万円、建物及び構築物108百万円、及び投資有価証券130百万円等であります。

（負債）

負債は、前連結会計年度末に比べて2百万円増加し、108百万円となりました。これは主に繰延税金負債の増加31百万円、未払金の減少36百万円、未払法人税等の増加8百万円によるものであります。

流動負債は77百万円となりました。主な内容は未払金53百万円、未払法人税等22百万円であります。固定負債は繰延税金負債31百万円であります。

（純資産）

純資産は、前連結会計年度末に比べて121百万円減少し、2,048百万円となりました。

これは親会社株主に帰属する当期純損失937百万円により利益剰余金のマイナスが937百万円拡大したこと、第32回新株予約権の行使に伴い、資本金及び資本剰余金がそれぞれ369百万円ずつ増加したこと等によるものであります。また、2025年3月28日開催の第23期定時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関する議案が承認可決され、その後、債権者保護手続きが実施され特に異議が生じなかったため、資本金及び資本準備金の額の減少に関する効力が2025年5月8日付で生じました。その結果、資本金及び資本準備金がそれぞれ500百万円、325百万円減少しており、その合計額825百万円を繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損てん補を行いました。これによる純資産に与える影響はありません。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の92.9%から92.2%となりました。

経営成績の状況

当連結会計年度の売上高は128百万円（前年同期は257百万円）、研究開発費用とその他経費を合わせた販売費及び一般管理費は1,068百万円（前年同期は1,050百万円）を計上しました。営業損失は941百万円（前年同期は793百万円）、営業外収益として、保険解約返戻金14百万円、令和6年度中小企業等海外展開支援事業補助金（海外出願支援事業）2百万円、受取利息2百万円等を含め20百万円を計上、営業外費用として、行使価額修正条項付第32回新株予約権の発行等に係る営業外支払手数料8百万円、為替差損5百万円、株式交付費1百万円等を含め15百万円を計上し、経常損失は937百万円（前年同期は755百万円）となりました。特別利益として、新株予約権戻入益12百万円、法人税等12百万円の計上によって親会社株主に帰属する当期純損失は937百万円（前年同期は806万円）となりました。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ222百万円減少し、1,754百万円となりました。当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用したキャッシュ・フローは、888百万円（前連結会計年度は803百万円の支出）となりました。これは税金等調整前当期純損失が925百万円となったこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用したキャッシュ・フローは82百万円(前連結会計年度は3百万円の支出)となりました。これは有形固定資産の取得による支出82百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得したキャッシュ・フローは745百万円(前連結会計年度は1,066百万円の収入)となりました。これは、行使価額修正条項付第32回新株予約権の発行及び第33回新株予約権(有償ストックオプション)の発行による収入5百万円、行使価額修正条項付第32回新株予約権の行使による収入739百万円によるものです。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社グループの製品は、すべて製造委託しております。

b. 受注実績

当連結会計年度における受注実績は次のとおりであります。

事業の名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
医薬事業(製品売上高)	3,976	1,223.4		
合計	3,976	1,223.4		

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績は次のとおりであります。

事業の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
医薬事業(製品売上高)	3,976	1,223.4
医薬事業(研究開発等収入)	124,108	48.2
合計	128,084	49.7

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社マリーヌ	325	0.1	3,976	3.1
Alto Neuroscience, Inc.	257,590	99.9	24,108	18.8
株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所			100,000	78.1

2. 当連結会計年度において、販売実績に著しい変動がありました。これは<MRX-5LBT：帯状疱疹後の神経疼痛治療薬（リドカインテープ剤）”Bondlido”がFDAから販売承認を取得したことにより、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所から100百万円のマイルストーン収入を得ましたが、Alto Neuroscience, Inc.の契約に基づくマイルストーン収入が前年よりも減少したためであります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

なお、この連結財務諸表の作成に当たりまして、決算日における資産・負債及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りは、主に資産の評価の計上であり、これらの見積り及び判断に対して、継続して評価を行っております。状況に応じて合理的と考えられる要因等に基づき、見積り及び判断を行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は異なる場合があります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

創薬パイプライン型ベンチャーである当社グループにおいては、創薬パイプラインの開発を一步一步進めて開発アセットの価値を高めていくことが、当社企業価値を最大化する唯一の道筋と考えています。

< Bondlido (MRX-5LBT) : 帯状疱疹後の神経疼痛治療薬 (リドカインテープ剤) >

最後の一步での足踏みが続いていましたが、2025年9月に成人の帯状疱疹後神経疼痛を適応として米国での販売承認を取得することができました。Bondlidoは、これまでの臨床試験結果より、先行指標品であるLidodermより「皮膚刺激性が少なく」、「貼付力に優れ」、「運動時においても貼付力を保持できる」より良い製品として市場浸透することが期待されます。

現在、販売パートナー候補と提携交渉中であり、2026年下半期の上市を計画しています。先行競合品ZTlidoのnet salesは2024年において\$52M(約80億円)です。この数字を一つの目安として、ZTlidoに追い付け追い越せとの期待を持って、販売提携候補先との交渉を行っています。

< MRX-4TZZ : 痙性麻痺治療薬 (チザニジンテープ剤) >

2025年12月に臨床第2相 / POC試験を開始しました。この試験では、多発性硬化症による痙縮患者を対象に高用量域におけるMRX-4TZZの安全性・忍容性および有効性をチザニジン経口剤と比較することにより、MRX-4TZZのProof of Concept「薬効を維持したまま、経口薬と比較して安全性・忍容性が向上することにより、患者負担が軽減される」を確立することを目的としており、2026年第4四半期に結果速報を得ることを見込んでいます。試験デザイン詳細については、以下の当社ウェブサイトをご参照下さい。

<https://www.medrx.co.jp/business/iltspipeline/mrx-4tzz/index.html>

患者さんを対象としたこのPOC試験で、MRX-4TZZのコンセプト、即ち「薬効を維持したまま、経口薬と比較して安全性・忍容性が向上することにより、患者負担が軽減される」を示すことができれば、MRX-4TZZのアセットとしての価値が格段に向上し、ライセンスアウトによる収益化も見えてきます。

チザニジン経口剤は、米国において年間約10億錠、1日3回服用なので約3.3億日分が処方されており(2020-2024年、出所: IQVIA)、MRX-4TZZの販売ピーク時において、チザニジン経口剤の9-30%が1日1回貼付の副作用が少ないMRX-4TZZに置き換わると想定すると年間3,000万枚-1億枚、ピーク時の販売価格を1枚10 USドルと想定すると、ピーク時の売上高は300-1,000 million USドル(約450-1,500億円)に達する計算になります。

MRX-4TZZはブロックバスターになり得るポテンシャルを持ったパイプラインであり、開発の要所である臨床第2相 / POC試験結果は、当社の企業価値に大きなインパクトを与えると期待しています。

< MRX-7MLL : アルツハイマー治療薬 (メマンチン貼付剤) >

2025年5月にP1a試験(臨床第1相単回PK試験)結果が判明しました。MRX-7MLLが示した経皮浸透量は、臨床上有用と考えられるパッチサイズで経口剤と同等の血中濃度を実現できる水準に達しませんでした。その後、経皮浸透性に関して製剤改良を多面的に試みましたが、経皮浸透性と皮膚安全性を両立させる目途が立たず、開発を断念することとしました。

< Alto-101 : 中枢神経疾患治療薬 (PDE4阻害剤) >

2023年に米国の創薬ベンチャーである Alto Neuroscience, Inc. (以下「Alto」)と、当社独自の経皮吸収技術を適用した中枢神経領域の新規医薬品候補(Alto-101、新規PDE4阻害剤)に関する提携契約を締結しました。Altoは、NY証券市場に上場している臨床開発ステージの創薬ベンチャーです。

当社とAltoとの提携下で製剤開発されたAlto-101経皮製剤を用いた臨床第1相試験において、Alto-101経皮製剤は十分な量の薬物を体内に到達させた上でPDE4阻害剤を経口投与した際によく見られる副作用を低減させることが示されました。Altoが統合失調症患者に対する臨床第2相試験を実施中であり、2026年第1四半期に結果速報を得ることが計画されています。

< マイクロニードルアレイ (MN) >

当社では、自己投与可能なワクチンMN製剤が、パンデミック発生時の医療体制堅持や医療インフラ未整備地域での公衆衛生向上に貢献できるものと確信しており、実用化に向けた研究開発に取り組んでいます。量産化に向けた技術開発と並行して、モデル動物を用いたフィージビリティスタディ(実現可能性を検討する研究)を実施しながら事業提携を模索しています。

メドレックスの成長にとって、まず一番のポイントは、「Bondlidoの売れ行き」です。米国での当社第1号製品Bondlidoにご期待下さい。もう一つのポイントは、「MRX-4TZZ Phase 2 / POC試験結果」です。MRX-4TZZはブロックバスターになり得るポテンシャルを持ったパイプラインであり、開発の要所である臨床第2相 / POC試験結果は、当社の企業価値に大きなインパクトを与えると期待しています。他にも、Alto-101 Phase 2 / POC試験結果と

その先の進捗や、マイクロニードルの開発進展～事業提携など、将来の成長に繋がるテーマはありますが、メドレックスの成長にとって当面のポイントは「Bondlidoの売れ行き」「MRX-4T2T 臨床第2相 / POC試験結果」この2つにご注目いただきたいと考えています。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

未だ主要パイプラインが臨床開発段階にある創薬パイプライン型ベンチャーの当社グループとして、最重要視している財務指標は現有資金です。当連結会計年度末における現金及び現金同等物は1,754百万円であり、当面の開発及び運転資金相当と考えています。今後も、提携済みパイプラインからのマイルストーン収入や新たな事業提携による契約一時金収入等の事業収益と、適時適切な財務活動／増資による資金調達を組み合わせ、開発資金の確保と中長期的企業価値の最大化を追求してまいります。

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

5 【重要な契約等】

(1) DWTIとの共同開発契約

2020年4月16日、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所 (D. Western Therapeutics Institute, 「DWTI」) との間で、帯状疱疹後の神経疼痛治療薬MRX-5LBT (リドカインテープ剤) について、共同開発契約を締結しました。

本契約において、当社は、米国における事業化の進捗に応じたマイルストンの形態で最大2億円をDWTIより受領します。2020年11月に1億円を受領し、2025年9月にFDAから販売承認を取得したため2025年10月に残りの1億円を受領しました。一方で、当社はMRX-5LBTの米国事業より得られた収益の一定割合をDWTIに支払います。

(2) Altoとの提携契約

2023年9月25日、Alto Neuroscience, Inc. (カリフォルニア州ロスアルトス、「Alto」) との間で、当社独自の経皮吸収技術を適用した中枢神経領域の新規医薬品候補(Alto-101)に関する提携契約を締結しました。

本契約において、当社とAltoは、所定の或る開発段階まで共同で費用を負担して開発を実施します。所定の或る開発段階以降は、Altoが主体となって開発を推進し全世界で商業化する権利を有します。当社はAltoから、開発の進捗に応じたマイルストーン収入(最初の上市迄の総額11百万USドル、異なる適応症の承認取得毎に一桁中盤の百万USドル)を受領します。製品上市後は、当社がAltoに独占的に製品供給するとともに、上市後の売上高に応じたロイヤルティ(一桁中盤)を受領します。また、販売達成額に応じて最大110百万USドルのマイルストーン収入を受領します。

6 【研究開発活動】

当社グループでは、イオン液体の特徴を利用したILTS[®]による経皮吸収型医薬品や、ワクチン等の新たな経皮投与デバイスであるマイクロニードルに関する研究開発を中心に研究開発活動を行っています。2025年12月31日現在、当社グループの研究開発人員数は16名であり、当連結会計年度における研究開発費は850百万円です。

(1) 製剤開発

製剤開発については当社研究部（香川県東かがわ市）を拠点としています。

当社グループ独自の経皮吸収型製剤技術であるILTS[®]、NCTS[®]を基に、対象薬物候補における高い経皮浸透性、皮膚安全性等の実用化基準を満たす経皮吸収型製剤の開発や、ワクチン等を搭載したマイクロニードル製剤の実用化に向けた技術開発を、当社グループ独自で、あるいは、製薬会社等と共同で実施しています。

(2) 臨床開発

当社グループのパイプラインの米国における臨床開発に関しては、100%子会社のMEDRX USA INC.を拠点とし、現地CROや米国薬事及びFDA対応に関する知識や経験の豊富なコンサルタントとの緊密な提携関係により、機動的に臨床試験を運営しています。また、豪州における臨床開発に関しては、100%子会社のMEDRX AUSTRALIA PTY LTDを拠点とし、現地CROとの緊密な提携関係により、機動的に臨床試験を運営しています。

研究開発活動に関する詳細は、「第1企業の概況 3事業の内容」に記載していますのでご参照下さい。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、基幹事業であります製剤開発を中心に行っている研究開発に伴う設備や機器の新設、拡充を継続的に行っております。当連結会計年度における設備投資の総額は82,752千円であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他		合計
本社 (香川県 東かがわ市)	医薬事業	本社業務 治験薬設備	108,010	1,017	88	81,899 (21,600.52㎡)		191,016	16
東京事務所 (東京都中央区)	医薬事業	事業開発 拠点			334	()		334	4

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 在外子会社

2025年12月31日現在

会社名 事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他		合計
MEDRX USA INC. 本社 (米国カリフォル ニア州)	医薬事業	事業開発 拠点			883	()		883	1

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. MEDRX USA INC.の決算期は9月のため、2025年9月30日現在の状況を記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	122,000,000
計	122,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年3月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	59,365,100	59,365,100	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数は100株 であります。
計	59,365,100	59,365,100		

(注) 提出日現在発行数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社の取締役（監査等委員を含む）、監査役、従業員、当社子会社取締役、当社子会社従業員及び社外協力者に対して付与することを下記取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

第10回新株予約権

決議年月日	2016年2月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 26名
新株予約権の数(個)	300(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	462(注)3
新株予約権の行使期間	2018年3月2日から 2026年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 462 資本組入額 231(注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、当社取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が、当会社所定の手続きに基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

(注)4、5

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2026年2月28日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、100株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(注)2.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(注)2.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、表中「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2.に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に定める条件に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)4.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第16回新株予約権

決議年月日	2020年2月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 24名 子会社取締役 1名 外部支援者 2名
新株予約権の数(個)	930(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 93,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	306(注)3
新株予約権の行使期間	2022年3月3日から 2030年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 306 資本組入額 153(注)2
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者のうち、当社従業員及び子会社取締役は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、当社取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者のうち、外部支援者は、新株予約権の割当日から2年以上、当社または当社関係会社と契約関係にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が、当会社所定の手続きに基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4、5

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、100株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率
- また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。
2. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(注)2.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(注)2.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、表中「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に定める条件に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)4.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第19回新株予約権

決議年月日	2021年2月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2名 子会社取締役 1名
新株予約権の数（個）	200(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 20,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	302 (注)3
新株予約権の行使期間	2023年2月27日から 2031年2月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 302 資本組入額 151 (注)2

新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、当社取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が、当会社所定の手続きに基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4、5

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2026年2月28日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、100株であります。
- なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率
- また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。
2. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(注)2.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(注)2.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、表中「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数それぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に定める条件に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)4.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第22回新株予約権

決議年月日	2022年2月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 子会社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 2名
新株予約権の数(個)	20,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,000,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	105(注)3
新株予約権の行使期間	2023年4月1日から 2028年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 105 資本組入額 52.5(注)2
新株予約権の行使の条件	2022年12月期から2026年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における当社連結損益計算書に記載される売上額が6億円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上額概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、当社取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が、当会社所定の手続きに基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4、5

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、100株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調

整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(注)2.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(注)2.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、表中「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2.に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に定める条件に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)4.に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第23回新株予約権

決議年月日	2022年2月22日
-------	------------

付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 19名 子会社取締役 1名 外部支援者 1名
新株予約権の数(個)	880(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 88,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	112(注)3
新株予約権の行使期間	2024年3月12日から 2032年2月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 112 資本組入額 56(注)2
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者のうち、当社従業員及び子会社取締役は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、当社取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者のうち、外部支援者は、新株予約権の割当日から2年以上、当社または当社関係会社と契約関係にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が、当会社所定の手続きに基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4、5

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、100株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(注)2.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(注)2.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他

これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、表中「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に定める条件に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)4.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第26回新株予約権

決議年月日	2023年10月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6名 子会社取締役 2名 当社従業員 2名
新株予約権の数（個）	20,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 2,000,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	140（注）3
新株予約権の行使期間	2024年4月1日から 2029年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 140 資本組入額 70（注）2

新株予約権の行使の条件	<p>2023年12月期から2027年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における当社連結損益計算書に記載される売上額が3億円を超過すること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上額に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p> <p>新株予約権の割当日（2023年11月7日）から行使期間終了日（2029年3月31日）までの特定の連続する20営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く）において、当該連続する20営業日の各日の当社時価総額（次式によって算出するものとする）の平均が150億円を超過すること。ただし、円未満は切り捨てるものとする。</p> $\text{時価総額} = (\text{当社の発行済普通株式総数}(\quad) - \text{当社が保有する普通株式に係る自己株式数}(\quad)) \times \text{東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値}(\quad)$ <p>いずれも、当該連続する20営業日の各日における数値とする。</p> <p>及び の条件を両方満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が、当会社所定の手続きに基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4、5

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2026年2月28日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、100株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(注)2.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(注)2.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、表中「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に定める条件に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)4.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第27回新株予約権

決議年月日	2023年10月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 21名 子会社取締役 1名
新株予約権の数（個）	1,060(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 106,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	166 (注)3
新株予約権の行使期間	2025年11月8日から 2033年10月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 166 資本組入額 83 (注)2
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、当社取締役会が正当な事由があると認められた場合は、この限りではない。 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が、当会社所定の手続きに基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4、5

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2026年2月28日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、100株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(注)2.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(注)2.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、表中「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に定める条件に準じて決定する。
(9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)4. に準じて決定する。
(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第30回新株予約権

決議年月日	2024年5月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員である取締役を除く) 5名 当社取締役(監査等委員) 4名 子会社取締役 2名 当社従業員 2名
新株予約権の数(個)	30,500(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,050,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	133(注)3
新株予約権の行使期間	2025年4月1日から 2030年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 133 資本組入額 66.5(注)2
新株予約権の行使の条件	2024年12月期から2028年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における当社連結損益計算書に記載される売上額が3億円を超過すること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上額の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。 新株予約権の割当日(2024年6月7日)から行使期間終了日(2030年3月31日)までの特定の連続する20営業日(当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く)において、当該連続する20営業日の各日の当社時価総額(次式によって算出するものとする)の平均が100億円を超過すること。ただし、円未満は切り捨てるものとする。 時価総額 = (当社の発行済普通株式総数() - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数()) × 東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値() いずれも、当該連続する20営業日の各日における数値とする。 及び の条件を両方満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役または使用人であることを要する。但し、取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が、当会社所定の手続きに基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4、5

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、100株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2.(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたと

きは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(注)2.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(注)2.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、表中「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に定める条件に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)4.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第31回新株予約権

決議年月日	2024年5月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 21名 子会社取締役 1名
新株予約権の数（個）	1,300(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 130,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	155 (注)3

新株予約権の行使期間	2026年6月10日から 2034年5月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 155 資本組入額 77.5(注)2
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役または使用者であることを要する。但し、当社取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が、当会社所定の手続きに基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4、5

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、100株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(注)2.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(注)2.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、表中「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数それぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に定める条件に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)4.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第33回新株予約権

決議年月日	2025年6月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員である取締役を除く) 5名 当社取締役(監査等委員) 4名 子会社取締役 2名 当社従業員 1名
新株予約権の数(個)	26,300(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,630,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	61(注)3
新株予約権の行使期間	2026年4月1日から 2031年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 194 資本組入額 97(注)2

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>2025年12月期から2029年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における当社連結損益計算書に記載される売上額が6億円を超過すること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上額に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p> <p>新株予約権の割当日（2025年7月4日）から行使期間終了日（2031年3月31日）までの特定の連続する20営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く）において、当該連続する20営業日の各日の当社時価総額（次式によって算出するものとする）の平均が100億円を超過すること。ただし、円未満は切り捨てるものとする。</p> $\text{時価総額} = (\text{当社の発行済普通株式総数}(\quad) - \text{当社が保有する普通株式に係る自己株式数}(\quad)) \times \text{東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値}(\quad)$ <p>いずれも、当該連続する20営業日の各日における数値とする。</p> <p>及び の条件を両方満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役または使用人であることを要する。但し、取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が、当会社所定の手続きに基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>(注)4、5</p>

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2026年2月28日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、100株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(注)2.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(注)2.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、表中「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に定める条件に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)4.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第34回新株予約権

決議年月日	2025年6月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 20名 子会社取締役 1名
新株予約権の数（個）	1,230(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 123,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	70 (注)3
新株予約権の行使期間	2027年7月5日から 2035年6月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 70 資本組入額 35 (注)2
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役または使用人であることを要する。但し、当社取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が、当会社所定の手続きに基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は譲渡することができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4、5

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2026年2月28

日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、100株であります。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(注)2.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(注)2.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、表中「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件

- 表中「新株予約権の行使の条件」に定める条件に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)4. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

行使価額修正条項付第32回新株予約権

	中間会計期間 (2025年7月1日から 2025年12月31日まで)	第24期 (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	58,700	118,700
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	5,870,000	11,870,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	67	62
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	397,160	739,990
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		118,700
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		118,700
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		62
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		739,990

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年1月1日～ 2021年12月31日 (注)1	5,160,000	24,595,100	427,017	7,803,647	427,017	7,372,847
2022年3月30日 (注)2		24,595,100	7,753,647	50,000	4,486,652	2,886,195
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注)3	3,629,000	28,224,100	177,227	227,227	177,227	3,063,422
2023年5月8日 (注)4		28,224,100	200,000	27,227	1,967,600	1,095,822
2023年1月1日～ 2023年12月31日 (注)5	10,141,000	38,365,100	820,276	847,504	820,276	1,916,098
2024年5月8日 (注)6		38,365,100	800,000	47,504	135,419	1,780,678
2024年1月1日～ 2024年12月31日 (注)7	9,130,000	47,495,100	533,413	580,917	533,413	2,314,092
2025年5月8日 (注)8		47,495,100	500,000	80,917	325,684	1,988,407
2025年1月1日～ 2025年12月31日 (注)9	11,870,000	59,365,100	369,995	450,912	369,995	2,358,402

- (注) 1. 行使価額修正条項付第17回新株予約権(行使指定条項付)、行使価額修正条項付第20回及び第21回新株予約権の権利行使による増加であります。
2. 2022年3月30日開催の第20期定時株主総会決議により、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金7,753,647千円(減資割合99.4%)及び資本準備金4,486,652千円(減資割合57.2%)が減少し、その全額をその他資本剰余金へ振り替えたものであります。
3. 行使価額修正条項付第24回新株予約権の権利行使による増加であります。
4. 2023年3月29日開催の第21期定時株主総会決議及びその後の債権者保護手続により、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金200,000千円(減資割合33.2%)及び資本準備金1,967,600千円(減資割合60.9%)が減少し、その全額をその他資本剰余金へ振り替えたものであります。
5. 行使価額修正条項付第24回新株予約権の権利行使、行使価額修正条項付第25回新株予約権の発行及び権利

行使による増加であります。

6. 2024年3月28日開催の第22期定時株主総会決議及びその後の債権者保護手続により、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金800,000千円（減資割合 75.9%）及び資本準備金135,419千円（減資割合 6.4%）が減少し、その全額をその他資本剰余金へ振り替えたものであります。
7. 行使価額修正条項付第28回及び第29回新株予約権の発行及び権利行使による増加であります。
8. 2025年3月28日開催の第23期定時株主総会決議及びその後の債権者保護手続により、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金500,000千円（減資割合 71.9%）及び資本準備金325,684千円（減資割合 13.4%）が減少し、その全額をその他資本剰余金へ振り替えたものであります。
9. 行使価額修正条項付第32回新株予約権の発行及び権利行使による増加であります。
10. 第25回新株予約権（行使価額修正条項付）による調達資金の支出予定時期を下記のとおり変更しております。なお、この変更については2025年8月8日の取締役会で決議しております。

1. 変更の理由、経緯

2024年8月9日に開示しました「第三者割当による行使価額修正条項付第25回、28回及び第29回新株予約権調達資金の支出予定時期変更に関するお知らせ」で、第25回新株予約権の「MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬試製造等の準備費用を含む。）」の支出予定時期の変更をお知らせしておりましたが、第2相試験準備に想定以上に時間を要しているため、支出予定時期をさらに変更いたします。

2. 変更の内容

支出予定時期の変更内容は以下の通りです。なお、変更箇所は下線で表示しております。

（変更前）

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
新規パイプライン創出に向けた製剤開発	210	2023年4月～2023年12月
MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験費用（治験薬製造等の準備費用を含む。）	1,190	<u>2022年9月～2025年12月</u>
合計	1,400	

（変更後）

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
新規パイプライン創出に向けた製剤開発	210	2023年4月～2023年12月
MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験費用（治験薬製造等の準備費用を含む。）	1,190	<u>2022年9月～2026年9月</u>
合計	1,400	

11. 第32回新株予約権（行使価額修正条項付）による調達資金の金額及び支出予定時期を下記のとおり変更しております。なお、この変更については2025年8月15日の取締役会で決議しております。

1. 変更の理由、経緯

第32回新株予約権の行使完了に伴い調達資金が確定したため、調達金額及び支出予定時期の変更を行うものです。

2. 変更の内容

資金の金額及び予定時期の変更内容は以下の通りとなっております。なお、変更箇所は下線で表示しております。

(変更前)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験費用（治験薬製造等の準備費用を含む。）	140	2025年4月～2026年6月
MRX-5LBT “Lydolyte” の上市準備・承認維持費用	260	2025年10月～2026年10月
製剤開発を中心とした研究開発費用及び 運転資金	609	2025年8月～2026年10月
合計	1,009	

(変更後)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験費用（治験薬製造等の準備費用を含む。）	140	2025年4月～2026年9月
MRX-5LBT “Lydolyte” の上市準備・承認維持費用	260	2025年10月～2026年10月
製剤開発を中心とした研究開発費用及び 運転資金	327	2025年8月～2026年4月
合計	727	

12. 第25回及び第32回新株予約権（行使価額修正条項付）による調達資金の支出予定時期を下記のとおり変更しております。なお、この変更については2026年2月13日の取締役会で決議しております。

・ 第25回新株予約権発行による調達資金の支出予定時期の変更

1. 変更の理由、経緯

MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬製造等の準備費用を含む。）を2025年12月24日に開始しましたが、この開始遅延に伴い2025年12月期に計上を予定していた費用が2026年12月期に繰り延べになるため、支出予定時期をさらに変更いたします。

2. 変更の内容

支出予定時期の変更内容は以下の通りです。なお、変更箇所は下線で表示しております。

(変更前)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
新規パイプライン創出に向けた製剤開発	210	2023年4月～2023年12月
MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬製造等の準備費用を含む。）	1,190	<u>2022年9月～2026年9月</u>
合計	1,400	

(変更後)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
新規パイプライン創出に向けた製剤開発	210	2023年4月～2023年12月
MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬製造等の準備費用を含む。）	1,190	<u>2022年9月～2026年12月</u>
合計	1,400	

第32回新株予約権発行による調達資金の支出予定時期の変更

1. 変更の理由、経緯

MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬製造等の準備費用を含む。）を2025年12月24日に開始しましたが、この開始遅延に伴い2026年12月期における支出予定時期をさらに延長いたします。

2. 変更の内容

支出予定時期の変更内容は以下の通りです。なお、変更箇所は下線で表示しております。

(変更前)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験費用（治験薬製造等の準備費用を含む）	140	<u>2025年4月～2026年9月</u>
MRX-5LBT “Bondlido” の上市準備・承認維持費用	260	2025年10月～2026年10月
製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金	327	2025年8月～2026年4月
合計	727	

(変更後)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験費用（治験薬製造等の準備費用を含む）	140	<u>2025年4月～2026年12月</u>
MRX-5LBT “Bondlido” の上市準備・承認維持費用	260	2025年10月～2026年10月

製剤開発を中心とした研究開発費用及び 運転資金	327	2025年8月～2026年4月
合計	727	

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	0	2	27	60	31	91	21,318	21,529	
所有株式数 (単元)	0	2,954	57,870	9,678	17,578	1,867	503,570	593,517	13,400
所有株式数 の割合(%)	0.00	0.49	9.75	1.63	2.96	0.31	84.84	100.00	

(注) 自己株式2株は、「単元未満株式の状況」に含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自 己株式を除 く。)の総数に 対する所有株 式数の割合 (%)
江平 文茂	東京都荒川区	2,250,000	3.79
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	2,072,100	3.49
永井 崇久	東京都港区	2,000,000	3.37
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	1,091,906	1.84
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	803,184	1.35
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM	733,800	1.24
株式会社MM	香川県東かがわ市湊616-8	540,300	0.91
山下 博	大阪府泉南市	386,600	0.65
江崎 雄二	埼玉県志木市	373,000	0.63
八木 朗	東京都世田谷区	342,600	0.58
計		10,593,490	17.84

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 59,351,700	593,517	
単元未満株式	普通株式 13,400		
発行済株式総数	59,365,100		
総株主の議決権		593,517	

【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	2		2	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

医薬品の研究開発には多額の初期投資を要しその投資回収も長期に及ぶ傾向にあります。当社も創業以来継続的に営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当事業年度末においては、会社法の規定上、配当可能な財政状態にはありません。研究開発の先行投資段階にある現況においては、積極的な開発推進によって企業価値を高めることこそが株主利益の最大化に繋がると考えており、当面は内部留保に努めて研究開発資金の確保を優先する方針です。

株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来、現在開発中の新薬が上市され、その販売によって親会社株主に帰属する当期純利益が計上される時期においては、経営成績及び財政状態を勘案しながら、配当による利益還元の実施を検討したいと考えています。

剰余金の配当を行う場合は年1回期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会です。また、機動的な配当対応を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めています。

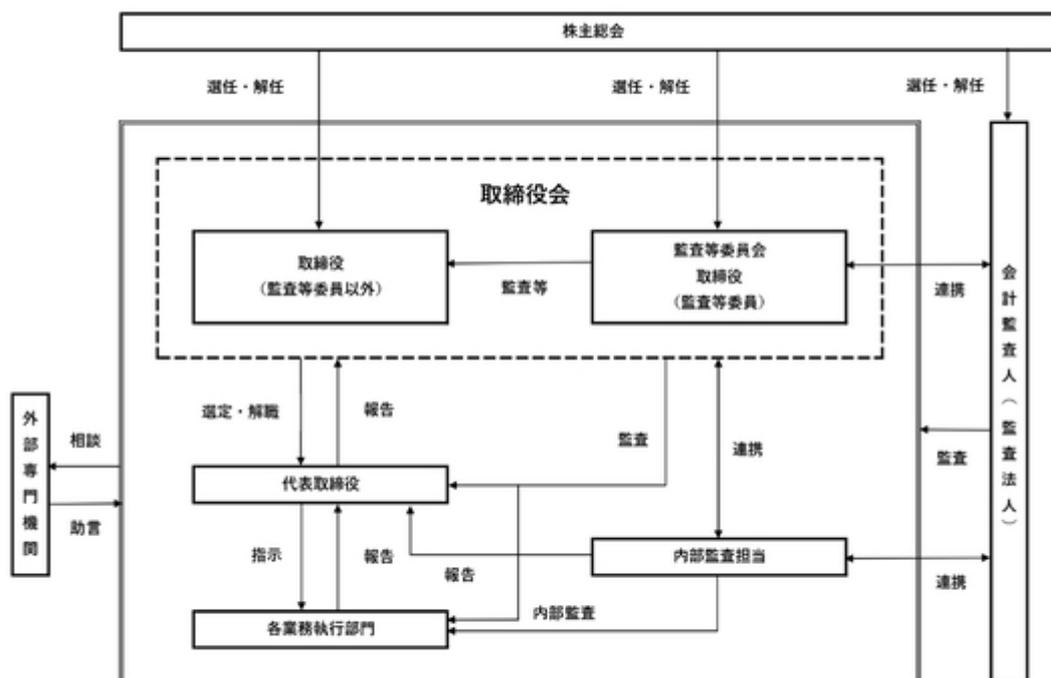
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、医療用医薬品の開発及び製造、販売という事業の性質上、医療業界や社会からの信頼を得ることは必要不可欠であり、その為にも健全性の高い組織を構築し、永続的に維持していくことが会社存続のために重要であると確信しております。その実効性を適宜観察、検証していく体制の確立を図ります。

会社の機関の内容と当該体制を採用する理由



イ) 企業統治の体制の概要

当社は、2024年3月28日開催の第22期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。取締役の職務執行の監督・監督を行う監査等委員が取締役会の議決権を持つことにより、取締役会の監督機能を強化することでコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。

企業統治の概要は次のとおりです。

ロ) 取締役会について

2024年3月28日開催の当社第22期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名、監査等委員である取締役4名（うち、社外取締役4名）の選任に関する議案が承認され、当社の取締役会は常勤の取締役5名、社外取締役4名で構成されております。取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等の業務執行を決定、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

なお、当事業年度における個々の取締役の出席状況は以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数（出席率）
松村 米浩	17回	17回（100%）
松村 眞良	17回	17回（100%）
秋友 比呂志	17回	17回（100%）
濱本 英利	17回	17回（100%）
藤岡 健	17回	17回（100%）
岩谷 邦夫（監査等委員）	17回	17回（100%）
山崎 泰志（監査等委員）	17回	17回（100%）
大城 紀子（監査等委員）	17回	16回（94%）
森川 さち子（監査等委員）	17回	17回（100%）

取締役会の具体的な検討内容は、事業計画の策定及び進捗、経営に関する重要な方針の決定、コーポレート・ガバナンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況等であります。

八）監査等委員会について

当社は監査等委員会設置会社であります。その構成員は、岩谷邦夫（社外取締役）、山崎泰志（社外取締役）、大城紀子（社外取締役）、森川さち子（社外取締役）の4名であり、全員が社外取締役の条件を満たしています。社外取締役のうち3名は、公認会計士、税理士あるいは米国公認会計士の資格を有しており、企業財務及び会計・税務に関する相当程度の知識を有しております。

監査等委員会は原則3か月に1回開催し、その他、取締役会など会社の重要な会議に出席して、社内の実態を把握するなどして、内部監査担当や会計監査人との連携に努めます。具体的には、監査等委員は取締役の職務執行が法令を遵守しているか否かの観点から、年度監査計画に基づいて監査の実施、取締役会への出席、各取締役（監査等委員である取締役を除く）との定期的な面談を行うなどして、内部統制の有効性を検証します。

二）当該体制を採用する理由

当社では、経営に関する重要事項や業務執行の決定に対する外部からの独立の立場による監視機能を重要視しております。取締役9名のうち4名を社外取締役とすることで経営に対する監視機能を強化し、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化が実現できるものと考え、上記体制を採用しております。

内部統制システムの整備の状況

コーポレート・ガバナンスの健全性を保つべく、基本方針を以下のように定めて、各職務を執行しています。

- ・ 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合していることを確保する。
- ・ 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報を保存及び管理する。
- ・ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程を定めて運用する。
- ・ 取締役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保する。
- ・ 当社グループにおける業務の適正性を確保する。
- ・ 監査等委員である取締役及び監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人を置く。並びに、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- ・ 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員である取締役及び監査等委員会に報告するための体制を整備する。また、監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保する。

これらを実現するため、組織規程（業務分掌、職務権限）、稟議規程等の諸規程を整備した上で、組織的な企業運営に当たっています。

内部監査及び監査等委員会、並びに会計監査人との連携

当社では、内部監査担当者及び監査等委員会並びに会計監査人がそれぞれが独立した立場で監査を行うことで牽制機能を果たしております。またそれぞれの監査の有効性を高めるため、四半期及び期末決算期においては十分な意見交換を行います。特に、内部監査担当と監査等委員会は日常的な連携を重視し、適宜互いの監査内容の報告をするなど積極的な連携に努めます。

内部監査担当者及び監査等委員会並びに会計監査人は内部統制担当部門である経営管理部と監査上の課題についても都度情報交換し、経営管理部はそれぞれの監査結果を受け、内部統制の継続的な改善に努めます。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会を中心に、適宜リスクを検討し、早期発見と未然防止を図っております。また、各部門もリスクを意識しながら日常の業務の遂行に努めております。内部監査や監査等委員会監査においてもリスクの可能性を監査記録に残し、適宜改善勧告を行っております。弁護士や税理士など、社外協力者にも必要に応じて助言、指導を受ける体制を整えております。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

責任限定契約の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款第30条により法令に定める限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは特別決議要件を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

イ) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益配当を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、6月30日を基準日とした中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ロ) 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨定款に定めております。

ハ) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除する旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 会長	松村 眞良	1944年9月7日	1968年4月 安井病院(現社団法人信和会京都民医連第二中央病院)勤務 1971年7月 帝國製薬株式会社入社 1973年2月 同社取締役 1975年2月 同社常務取締役 1988年2月 太田製薬株式会社(現日医工株式会社)代表取締役社長 1992年2月 帝國漢方製薬株式会社代表取締役社長 1992年7月 テイコメディックス株式会社(現日医工株式会社)代表取締役社長 2000年9月 帝國製薬株式会社取締役副社長 2002年1月 当社設立代表取締役社長 2007年10月 IL Pharma Inc. 取締役 2017年3月 当社代表取締役会長 2024年3月 当社取締役会長(現任)	(注)2	200,000
代表取締役 社長	松村 米浩	1970年9月10日	1996年9月 株式会社コーポレートディレクション入社 2003年8月 当社取締役 2007年10月 IL Pharma Inc. 取締役 2013年3月 当社専務取締役 2015年8月 MEDRX USA INC. president(現任) 2015年8月 IL Pharma Inc. president 2017年3月 当社代表取締役専務 2017年3月 当社代表取締役社長(現任) 2024年3月 MEDRX AUSTRALIA PTY LTD 取締役(現任)	(注)2,4	233,100
取締役 開発部長	秋友 比呂志	1961年4月13日	1987年4月 帝國製薬株式会社入社 2002年6月 当社入社 2003年8月 当社監査役 2005年3月 当社取締役(現任) 2012年6月 株式会社ケイ・エム トランスゲーム取締役 2015年8月 MEDRX USA INC. 取締役(現任)	(注)2	14,800
取締役 研究部長	濱本 英利	1969年4月14日	1994年4月 帝國製薬株式会社入社 2002年1月 当社入社 2011年3月 当社取締役(現任)	(注)2	14,000
取締役 経営管理部長	藤岡 健	1967年7月5日	1992年4月 株式会社トーマン(現豊田通商株式会社)入社 1999年10月 公認会計士第二次試験合格 1999年10月 青山監査法人入社 2000年4月 中央監査法人与合併し中央青山監査法人に組織変更 2004年3月 公認会計士第三次試験合格 2004年5月 公認会計士登録 2004年8月 外務省大臣官房監察査察室出向 2006年9月 あらた監査法人(現PwC Japan 有限責任監査法人)入社 2008年8月 株式会社サイバー・コミュニケーションズ(現 株式会社 CARTA HOLDINGS)入社 2010年1月 同社財務経理部長 2015年3月 株式会社GSTV入社 取締役経理部長 2018年11月 当社入社 2019年1月 当社経営管理部長 2020年3月 当社取締役(現任) 2025年7月 MEDRX AUSTRALIA PTY LTD 取締役(現任)	(注)2	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	岩谷 邦夫	1942年3月25日	1965年4月 武田薬品工業株式会社入社 1972年7月 タケダ・インドネシア株式会社マーケティング部長 1978年7月 武田フランス株式会社取締役 1988年2月 TAPファーマシューティカル執行副社長 1989年2月 武田フランス株式会社取締役副社長 1993年7月 武田薬品工業株式会社国際プロダクトマネジメント部長 2000年3月 北陸製薬株式会社(現アボットジャパン株式会社)代表取締役副社長 2001年3月 同社代表取締役社長 2003年2月 アボットジャパン株式会社取締役 2003年3月 クリングルファーマ株式会社代表取締役社長 2016年3月 当社取締役 2016年12月 クリングルファーマ株式会社取締役会長 2024年3月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)1,3	1,000
取締役 (監査等委員)	山崎 泰志	1972年4月17日	1996年10月 公認会計士第二次試験合格 1996年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2000年3月 公認会計士第三次試験合格 2001年4月 公認会計士登録 2016年9月 公認会計士・税理士鍋嶋明人事務所入所 2016年10月 税理士登録 2017年1月 当社仮監査役 2017年3月 当社監査役 2017年7月 税理士法人左光・鍋嶋会計 社員 2024年3月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2025年10月 税理士法人左光・鍋嶋会計 代表社員(現任)	(注)1,3	
取締役 (監査等委員)	大城 紀子	1972年12月27日	1995年10月 スタンフォード大学医学部産婦人科 客員研究員 1998年4月 日本リーバ株式会社(現ユニリーバ・ジャパン)入社 2001年8月 ユニリーバ・南アフリカ出向 2005年12月 B-Bridge International, Inc. 入社 2008年4月 独立コンサルタント(主に製薬・バイオ企業へのコンサルティング) 2013年1月 米国公認会計士 ライセンス取得 2022年12月 The Mentholatum Company(ロート製薬グループ会社)入社(現任) 2024年3月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)1,3,5	
取締役 (監査等委員)	森川 さち子	1977年5月13日	2003年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2011年10月 税理士法人トーマツ(現デロイト トーマツ 税理士法人)入所 2011年10月 森川さち子公認会計士事務所 代表(現任) 2022年3月 香川県農業協同組合中央会 監事(現任) 2022年3月 香川県厚生農業協同組合連合会 監事(現任) 2024年3月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2025年6月 株式会社香川銀行 取締役監査等委員(現任)	(注)1,3	
計					462,900

- (注) 1. 監査等委員である取締役岩谷邦夫、山崎泰志、大城紀子及び森川さち子は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、2024年12月期に係る定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2023年12月期に係る定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 代表取締役社長松村米浩は、取締役会長松村真良の長男であります。
5. 大城紀子の戸籍上の氏名は増田紀子です。

2026年3月27日開催予定の第24期定時株主総会の議案(決議事項)として「取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決さ

れますと、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定であります。

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 会長	松村 眞良	1944年9月7日	1968年4月 安井病院(現社団法人信和会京都民医連第二中央病院)勤務 1971年7月 帝國製薬株式会社入社 1973年2月 同社取締役 1975年2月 同社常務取締役 1988年2月 太田製薬株式会社(現日医工株式会社)代表取締役社長 1992年2月 帝國漢方製薬株式会社代表取締役社長 1992年7月 テイコメディックス株式会社(現日医工株式会社)代表取締役社長 2000年9月 帝國製薬株式会社取締役副社長 2002年1月 当社設立代表取締役社長 2007年10月 IL Pharma Inc. 取締役 2017年3月 当社代表取締役会長 2024年3月 当社取締役会長(現任)	(注)2	200,000
代表取締役 社長	松村 米浩	1970年9月10日	1996年9月 株式会社コーポレートディレクション入社 2003年8月 当社取締役 2007年10月 IL Pharma Inc. 取締役 2013年3月 当社専務取締役 2015年8月 MEDRX USA INC. president(現任) 2015年8月 IL Pharma Inc. president 当社代表取締役専務 2017年3月 当社代表取締役社長(現任) 2024年3月 MEDRX AUSTRALIA PTY LTD 取締役(現任)	(注)2.4	233,100
取締役 開発部長	秋友 比呂志	1961年4月13日	1987年4月 帝國製薬株式会社入社 2002年6月 当社入社 2003年8月 当社監査役 2005年3月 当社取締役(現任) 2012年6月 株式会社ケイ・エム トランスゲーム取締役 2015年8月 MEDRX USA INC. 取締役(現任)	(注)2	14,800
取締役 研究部長	濱本 英利	1969年4月14日	1994年4月 帝國製薬株式会社入社 2002年1月 当社入社 2011年3月 当社取締役(現任)	(注)2	14,000
取締役 経営管理部長	藤岡 健	1967年7月5日	1992年4月 株式会社トーマン(現豊田通商株式会社)入社 1999年10月 公認会計士第二次試験合格 1999年10月 青山監査法人入社 2000年4月 中央監査法人と合併し中央青山監査法人に組織変更 2004年3月 公認会計士第三次試験合格 2004年5月 公認会計士登録 2004年8月 外務省大臣官房監察巡察室出向 2006年9月 あらた監査法人(現PwC Japan 有限責任監査法人)入社 2008年8月 株式会社サイバー・コミュニケーションズ(現株式会社 CARTA HOLDINGS)入社 2010年1月 同社財務経理部長 2015年3月 株式会社GSTV入社 取締役経理部長 2018年11月 当社入社 2019年1月 当社経営管理部長 2020年3月 当社取締役(現任) 2025年7月 MEDRX AUSTRALIA PTY LTD 取締役(現任)	(注)2	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	岩谷 邦夫	1942年3月25日	1965年4月 武田薬品工業株式会社入社 1972年7月 タケダ・インドネシア株式会社マーケティング部長 1978年7月 武田フランス株式会社取締役 1988年2月 TAPファーマシューティカル執行副社長 1989年2月 武田フランス株式会社取締役副社長 1993年7月 武田薬品工業株式会社国際プロダクトマネジメント部長 2000年3月 北陸製薬株式会社(現アボットジャパン株式会社)代表取締役副社長 2001年3月 同社代表取締役社長 2003年2月 アボットジャパン株式会社取締役 2003年3月 クリングルファーマ株式会社代表取締役社長 2016年3月 当社取締役 2016年12月 クリングルファーマ株式会社取締役会長 2024年3月 当社取締役(監査等委員) 2026年3月 当社取締役(現任)	(注)1,3	1,000
取締役 (監査等委員)	山崎 泰志	1972年4月17日	1996年10月 公認会計士第二次試験合格 1996年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2000年3月 公認会計士第三次試験合格 2001年4月 公認会計士登録 2016年9月 公認会計士・税理士鍋嶋明人事務所入所 2016年10月 税理士登録 2017年1月 当社仮監査役 2017年3月 当社監査役 2017年7月 税理士法人左光・鍋嶋会計 社員 2024年3月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2025年10月 税理士法人左光・鍋嶋会計 代表社員(現任)	(注)1,3	
取締役 (監査等委員)	大城 紀子	1972年12月27日	1995年10月 スタンフォード大学医学部産婦人科 客員研究員 1998年4月 日本リーバ株式会社(現ユニリーバ・ジャパン)入社 2001年8月 ユニリーバ・南アフリカ出向 2005年12月 B-Bridge International, Inc. 入社 2008年4月 独立コンサルタント(主に製薬・バイオ企業へのコンサルティング) 2013年1月 米国公認会計士 ライセンス取得 2022年12月 The Mentholatum Company(ロート製薬グループ会社)入社(現任) 2024年3月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)1,3,5	
取締役 (監査等委員)	森川 さち子	1977年5月13日	2003年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2011年10月 税理士法人トーマツ(現デロイト トーマツ 税理士法人)入所 2011年10月 森川さち子公認会計士事務所 代表(現任) 2022年3月 香川県農業協同組合中央会 監事(現任) 2022年3月 香川県厚生農業協同組合連合会 監事(現任) 2024年3月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2025年6月 株式会社香川銀行 取締役監査等委員(現任)	(注)1,3	
計					462,900

- (注) 1. 岩谷邦夫、山崎泰志、大城紀子及び森川さち子は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 代表取締役社長松村米浩は、取締役会長松村真良の長男であります。
5. 大城紀子の戸籍上の氏名は増田紀子です。

社外役員の状況

当社の社外役員は、監査等委員である取締役4名であります。

岩谷邦夫は、長年にわたる製薬業界と企業経営における豊富な経験を有しております。

山崎泰志は、公認会計士・税理士として企業会計及び税務に精通しております。

大城紀子は、製薬・バイオ業界及び独立コンサルタントとしての豊富な経験を有しております。

森川さち子は、公認会計士として企業会計及び税務に精通しております。

社外役員と当社の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社では、社外役員を選任するための独立性に関する基準及び方法について特に定めておりませんが、社外取締役の選任に際しては当社と利害関係がなく、かつ専門的知識及び豊富な経験を有しており、高い経営監視・監査機能が発揮できるかどうかを重視しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会における監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外役員は、取締役会又は監査等委員会等を通じて、監査等委員会による監査、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打合わせを行い、相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である社外取締役4名で構成されております。監査等委員会監査では、監査等委員会で策定した監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会等の重要な会議に出席する他、取締役等から報告聴取、重要な決裁書類を閲覧する等の監査業務により、取締役の職務遂行を監査・監督しております。また、監査等委員会は会計監査人及び内部監査部門と相互に情報・意見の交換を定期的に行うなど連携を保ち、監査の質的向上と効率化に努めております。

当事業年度において当社は監査等委員会を10回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
岩谷邦夫	10回	10回
山崎泰志	10回	10回
大城紀子	10回	9回
森川さち子	10回	10回

監査等委員会における具体的な検討事項として、監査方針及び監査計画の策定、監査報告書の作成、内部統制の整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制等であります。

内部監査の状況

当社は少数規模の組織からなるため、内部監査室などの専任部署は置かず、内部監査人代表（1名）及び他部署に属する内部監査人（3名）がその職責を担っております。内部監査人4名は年間の監査計画を立て、法令や会社諸規程等に基づき、経営目標達成のために適切かつ合理的に業務が遂行されているかを検証、評価し、業務の改善、能率の向上を目的とした助言、勧告を行っております。なお、内部監査の結果は代表取締役社長に直接報告すると共に、取締役会を通じて各取締役に情報共有を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

21年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 中田明
指定有限責任社員 業務執行社員 越智慶太

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計3名、その他8名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の独立性、及び監査の実施状況等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断しております。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案及びその内容を決定いたします。また、その決定の方針を事業報告に記載いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した選定監査等委員はその決定を事業報告に記載するとともに、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、当社の会計監査人である監査法人の監査品質、独立性および専門性、監査等委員会および経営者等とのコミュニケーションの有効性などを総合的に評価・勘案した結果、適任と判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	18,600		18,600	
連結子会社				
計	18,600		18,600	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（のメンバーファーム）に対する報酬（a. を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日数等、また、当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。なお、監査報酬額の妥当性については、監査等委員会の同意を得ております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2024年3月28日開催の第22期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。なお、2024年3月28日開催の第22期定時株主総会における承認をもって監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2024年3月28日開催の臨時取締役会において改訂の決議を行っております。改定後の方針の内容は次のとおりです。

(a) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定方針は、企業価値の中長期的及び持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定に際しては各職責及び貢献度を踏まえた適正な水準とします。具体的には、基本報酬（金銭報酬）及びストック・オプション報酬（非金銭報酬）により構成いたします。

(b) 報酬の構成

ア) 基本報酬：月間の固定金銭報酬とし、当社の業績、分掌業務と貢献度、同業他社との比較、及び社員給与との均衡等を考慮して決定します。

イ) スtock・オプション報酬：取締役会において、基本報酬とは別枠で株主総会において承認を得た範囲内で新株予約権（ストック・オプション）を付与するものとし、その水準については、同業他社等と比較の上、当社の業績や規模に見合った水準を設定する方針とします。

(c) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等について、金銭による固定報酬については、2024年3月28日開催の第22期定時株主総会で決議された報酬総額の限度内（年額200百万円以内）で決定します（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）。取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は7名以内です。

また、ストック・オプション報酬については、2024年3月28日開催の第22期定時株主総会で決議された報酬総額の限度内（年額3百万株以内）で決定します（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）。取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は7名以内です。

(d) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、上記の基本方針、報酬構成、限度額に

従って、取締役会より一任された代表取締役社長松村米浩が決定します。代表取締役社長に一任した理由は、当社の業績を俯瞰しつつ、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の期待役割と貢献度を総合的に評価した上で、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を決定できると判断したためです。

当社取締役会は、各取締役の報酬の決定プロセスが方針に沿うことから、相当であると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等について、金銭による固定報酬については、2024年3月28日開催の第22期定時株主総会で決議された報酬総額の限度内（年額30百万円以内）で決定し、各監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議で決定いたします。

また、ストック・オプション報酬については、2024年3月28日開催の第22期定時株主総会で決議された報酬総額の限度内（年額200千株以内）で決定し、各監査等委員である取締役のストック・オプション報酬は監査等委員である取締役の協議で決定いたします。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬 (ストック・オプション)	
取締役(監査等委員 及び社外取締役を除く)	44,400	44,400		5
取締役(監査等委員。 ただし、社外取 締役を除く)				
社外役員	5,837	5,837		4

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものを純投資目的である投資株式に区分し、それ以外のものを純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

なお、当社は、純投資目的以外の目的である投資株式は保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表 計上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表 計上額の合計額 (千円)
非上場株式				
非上場株式以外の株式	1	130,905	1	31,191

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式			
非上場株式以外の株式			

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができるように、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、主催セミナー等への参加を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,977,638	1,754,669
原材料及び貯蔵品	10,018	16,927
前渡金	15,243	25,632
未収入金	44,344	12,826
その他	25,491	14,899
流動資産合計	2,072,735	1,824,955
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	120,107	108,010
機械装置及び運搬具（純額）	2,042	1,017
工具、器具及び備品（純額）	1,525	1,306
土地		81,899
有形固定資産合計	123,675	192,234
投資その他の資産		
投資有価証券	31,191	130,905
長期前払費用	46,397	7,838
その他	1,599	1,599
投資その他の資産合計	79,189	140,343
固定資産合計	202,864	332,578
資産合計	2,275,600	2,157,533
負債の部		
流動負債		
未払金	89,789	53,356
未払法人税等	14,202	22,588
その他	1,609	1,327
流動負債合計	105,601	77,272
固定負債		
繰延税金負債		31,270
固定負債合計		31,270
負債合計	105,601	108,542

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	580,917	450,912
資本剰余金	2,314,092	2,358,402
利益剰余金	787,065	898,753
自己株式	0	0
株主資本合計	2,107,943	1,910,561
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		68,443
為替換算調整勘定	6,932	10,094
その他の包括利益累計額合計	6,932	78,538
新株予約権	55,122	59,891
純資産合計	2,169,999	2,048,991
負債純資産合計	2,275,600	2,157,533

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
売上高		
製品売上高	325	3,976
研究開発等収入	257,590	124,108
売上高合計	257,915	128,084
売上原価		
製品売上原価	300	1,200
売上原価合計	300	1,200
売上総利益	257,615	126,884
販売費及び一般管理費	¹ 1,050,661	¹ 1,068,884
営業損失()	793,045	941,999
営業外収益		
助成金収入	52,533	2,779
受取利息	225	2,503
保険解約返戻金		14,858
その他	236	30
営業外収益合計	52,994	20,171
営業外費用		
為替差損	1,394	5,452
株式交付費	2,440	1,240
営業外支払手数料	² 11,190	² 8,503
その他		430
営業外費用合計	15,025	15,627
経常損失()	755,076	937,456
特別利益		
新株予約権戻入益	20,831	12,401
特別利益合計	20,831	12,401
特別損失		
投資有価証券評価損	68,493	
特別損失合計	68,493	
税金等調整前当期純損失()	802,738	925,054
法人税、住民税及び事業税	8,936	12,318
法人税等調整額	4,918	
法人税等合計	4,017	12,318
当期純損失()	806,756	937,373
非支配株主に帰属する当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純損失()	806,756	937,373

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純損失()	806,756	937,373
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金		68,443
為替換算調整勘定	3,567	3,162
その他の包括利益合計	3,567	71,605
包括利益	810,324	865,767
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	810,324	865,767
非支配株主に係る包括利益		

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	847,504	1,916,098	915,728	0	1,847,874
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	533,413	533,413			1,066,826
減資	800,000	800,000			
欠損填補		935,419	935,419		
親会社株主に帰属する当期純損失()			806,756		806,756
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	266,587	397,994	128,663		260,069
当期末残高	580,917	2,314,092	787,065	0	2,107,943

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,500	10,500	66,357	1,924,731
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				1,066,826
減資				
欠損填補				
親会社株主に帰属する当期純損失()				806,756
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,567	3,567	11,234	14,802
当期変動額合計	3,567	3,567	11,234	245,267
当期末残高	6,932	6,932	55,122	2,169,999

当連結会計年度(自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	580,917	2,314,092	787,065	0	2,107,943
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	369,995	369,995			739,990
減資	500,000	500,000			
欠損填補		825,684	825,684		
親会社株主に帰属する当期純損失()			937,373		937,373
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	130,004	44,310	111,688		197,382
当期末残高	450,912	2,358,402	898,753	0	1,910,561

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高		6,932	6,932	55,122	2,169,999
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					739,990
減資					
欠損填補					
親会社株主に帰属する当期純損失()					937,373
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	68,443	3,162	71,605	4,768	76,374
当期変動額合計	68,443	3,162	71,605	4,768	121,008
当期末残高	68,443	10,094	78,538	59,891	2,048,991

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	802,738	925,054
減価償却費	38,427	13,873
株式報酬費用	9,428	12,067
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,288	
受取利息及び受取配当金	225	2,503
為替差損益(は益)	-	285
新株予約権戻入益	20,831	12,401
助成金収入	52,533	2,779
棚卸資産の増減額(は増加)	60	6,909
前渡金の増減額(は増加)	4,489	10,388
未収入金の増減額(は増加)	11,323	31,517
長期前払費用の増減額(は増加)	683	38,558
未払金の増減額(は減少)	1,056	36,433
未払事業税の増減額(は減少)	2,024	773
投資有価証券評価損益(は益)	68,493	
その他	74,007	10,705
小計	851,741	890,233
利息及び配当金の受取額	225	2,503
助成金の受取額	52,533	2,779
法人税等の支払額	4,420	3,158
営業活動によるキャッシュ・フロー	803,403	888,109
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	265	82,752
資産除去債務の履行による支出	2,890	
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,155	82,752
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の発行による収入	1,999	5,933
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,064,995	739,160
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,066,994	745,093
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,517	2,799
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	256,918	222,969
現金及び現金同等物の期首残高	1,720,720	1,977,638
現金及び現金同等物の期末残高	1,977,638	1,754,669

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 MEDRX USA INC.

MEDRX AUSTRALIA PTY LTD

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちMEDRX USA INC.の決算日は、9月30日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

棚卸資産

原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 4～7年

工具、器具及び備品 4年

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

(収益の計上基準)

当社グループは、医薬品の製剤開発等を行っており、顧客との契約に基づく研究開発等収入、製品等の販売による収入を収益として認識しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

研究開発等収入

提携先の製薬会社等の顧客との契約に基づく、契約一時金、開発の進捗に応じたマイルストーン収入等を収益認識しております。

契約一時金及び開発の進捗に応じたマイルストーン収入については、顧客との契約に定められた条件を達成し、履行義務が充足されたと判断した場合に、当該時点で収益を認識しております。

製品等の販売

製品等の販売については、製品を顧客と約束した条件に従い引渡し、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価については、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資であります。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(連結貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	898,513 千円	906,630 千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
研究開発費	846,990 千円	850,791 千円
役員報酬	44,604 "	50,237 "
給料及び手当	26,318 "	30,343 "
減価償却費	1,244 "	1,903 "

なお、研究開発費の総額は上記金額であります。

2 営業外支払手数料の主な内容は、次のとおりであります。

新株予約権の発行に係る弁護士費用等の専門家報酬等であります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額		99,713
組替調整額		-
法人税等及び税効果調整前		99,713
法人税等及び税効果額		31,270
その他有価証券評価差額金		68,443
為替換算調整勘定		
当期発生額	3,567	3,162
その他の包括利益合計	3,567	71,605

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	38,365,100	9,130,000		47,495,100
合計	38,365,100	9,130,000		47,495,100
自己株式				
普通株式	2			2
合計	2			2

(注) 普通株式の株式数の増加9,130,000株は、第28回及び第29回新株予約権の行使による増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	第10回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					9,045
	第16回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					12,874
	第18回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					12,401
	第19回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					3,909
	第22回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					280
	第23回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					6,437
	第26回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					520
	第27回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					6,111
	第28回新株予約権	普通株式		5,580,000	5,580,000	
	第29回新株予約権	普通株式		4,000,000	4,000,000	
	第30回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					91
	第31回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					3,452
	合計				9,580,000	9,580,000

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第28回新株予約権の増加は発行によるものであります。また、減少は権利行使によるものであります。

第29回新株予約権の増加は発行によるものであります。また、減少は権利行使及び失効によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	47,495,100	11,870,000		59,365,100
合計	47,495,100	11,870,000		59,365,100
自己株式				
普通株式	2			2
合計	2			2

(注) 普通株式の株式数の増加11,870,000株は、第32回新株予約権の行使による増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	
提出会社	第10回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					9,045
	第16回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					12,874
	第19回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					3,909
	第22回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					280
	第23回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					6,437
	第26回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					520
	第27回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					10,912
	第30回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					91
	第31回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					9,370
	第32回新株予約権	普通株式		11,870,000	11,870,000	
	第33回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					5,102
	第34回新株予約権(ストックオプションとしての新株予約権)					1,347
	合計			11,870,000	11,870,000	59,891

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第32回新株予約権の増加は発行によるものであります。また、減少は権利行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	1,977,638 千円	1,754,669 千円
現金及び現金同等物	1,977,638 千円	1,754,669 千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年内	1,888 千円	千円
1年超	"	"
合計	1,888 千円	千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、国債をはじめとする安全な公社債及び安全な預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達には、新株発行による資金調達を主としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスクについては、経営管理部が主管部署となって管理を行っております。

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財政状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握して管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

資金繰計画を作成、適時に更新するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収入金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

前連結会計年度(2024年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	31,191	31,191	
資産計	31,191	31,191	

当連結会計年度(2025年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	130,905	130,905	
資産計	130,905	130,905	

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに

分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	31,191			31,191
資産計	31,191			31,191

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	130,905			130,905
資産計	130,905			130,905

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	31,191	31,191	
	小計	31,191	31,191	
合計		31,191	31,191	

当連結会計年度(2025年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	130,905	31,191	99,713
	小計	130,905	31,191	99,713
合計		130,905	31,191	99,713

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について68,493千円(その他有価証券の株式68,493千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

当社グループは、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 研究開発費	7,600千円	9,457千円
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	1,828千円	2,609千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	20,754千円	千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第10回新株予約権	第16回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年2月12日	2020年2月18日	2021年2月10日	2021年2月10日
付与対象者の区分及び人数(注)	当社従業員 26名	当社従業員 24名 当社子会社取締役 1名 外部支援者 2名	当社取締役 7名 当社子会社取締役 2名 当社監査役 1名	当社従業員 2名 当社子会社取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 120,000株	普通株式 126,000株	普通株式 1,720,000株	普通株式 20,000株
付与日	2016年3月1日	2020年3月2日	2021年2月26日	2021年2月26日
権利確定条件	権利行使時においても当社及び当社連結子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。	新株予約権者のうち、当社従業員及び子会社取締役は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。新株予約権者のうち、外部支援者は、本新株予約権の割当日から2年以上、当社または当社関係会社と契約関係にあることを要する。 但し、当社取締役会が正当な事由があると認められた場合は、この限りではない。	2021年12月期から2025年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における当社連結損益計算書に記載される売上額が6億円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。 権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。	権利行使時においても当社及び当社連結子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。 但し、当社取締役会が正当な事由があると認められた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	2016年3月1日 ～2018年3月1日	2020年3月2日 ～2022年3月2日	2021年2月26日 ～2022年3月31日	2021年2月26日 ～2023年2月26日
権利行使期間	2018年3月2日 ～2026年2月28日	2022年3月3日 ～2030年2月28日	2022年4月1日 ～2027年3月31日	2023年2月27日 ～2031年2月25日

	第22回新株予約権	第23回新株予約権	第26回新株予約権	第27回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年2月22日	2022年2月22日	2023年10月18日	2023年10月18日
付与対象者の区分及び人数(注)	当社取締役 7名 当社子会社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 2名	当社従業員 19名 当社子会社取締役 1名 外部支援者 1名	当社取締役 6名 当社子会社取締役 2名 当社従業員 2名	当社従業員 21名 当社子会社取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,000,000株	普通株式 96,000株	普通株式 2,000,000株	普通株式 106,000株
付与日	2022年3月11日	2022年3月11日	2023年11月7日	2023年11月7日
権利確定条件	2022年12月期から2026年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における当社連結損益計算書に記載される売上額が6億円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。 権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。 但し、当社取締役会が正当な事由があると認められた場合は、この限りではない。	新株予約権者のうち、当社従業員及び子会社取締役は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。新株予約権者のうち、外部支援者は、本新株予約権の割当日から1年以上、当社または当社関係会社と契約関係にあることを要する。 但し、当社取締役会が正当な事由があると認められた場合は、この限りではない。	2023年12月期から2027年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における当社連結損益計算書に記載される売上額が3億円を超過した場合かつ連続する20営業日の時価総額平均が150億円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。 権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。 但し、当社取締役会が正当な事由があると認められた場合は、この限りではない。	権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。 但し、当社取締役会が正当な事由があると認められた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	2022年3月11日 ～2023年3月31日	2022年3月11日 ～2024年3月11日	2023年11月7日 ～2024年3月31日	2023年11月7日 ～2025年11月7日
権利行使期間	2023年4月1日 ～2028年3月31日	2024年3月12日 ～2032年2月21日	2024年4月1日 ～2029年3月31日	2025年11月8日 ～2033年10月17日

	第30回新株予約権	第31回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2024年5月17日	2024年5月17日
付与対象者の区分及び人数(注)	当社取締役(監査等委員である取締役を除く) 5名 当社取締役(監査等委員) 4名 当社子会社取締役 2名 当社従業員 2名	当社従業員 21名 当社子会社取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 3,050,000株	普通株式 130,000株
付与日	2024年6月7日	2024年6月7日
権利確定条件	2024年12月期から2028年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における当社連結損益計算書に記載される売上額が3億円を超過した場合かつ連続する20営業日の時価総額平均が100億円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。 権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または使用人であることを要する。 但し、当社取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。	権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または使用人であることを要する。 但し、当社取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	2024年6月7日 ~2025年3月31日	2024年6月7日 ~2026年6月9日
権利行使期間	2025年4月1日~2030年3月31日	2026年6月10日~ 2034年5月16日

	第33回新株予約権	第34回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2025年6月13日	2025年6月13日
付与対象者の区分及び人数(注)	当社取締役(監査等委員である取締役を除く) 5名 当社取締役(監査等委員) 4名 当社子会社取締役 2名 当社従業員 1名	当社従業員 20名 当社子会社取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 2,630,000株	普通株式 123,000株
付与日	2025年7月4日	2025年7月4日
権利確定条件	2025年12月期から2029年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における当社連結損益計算書に記載される売上額が6億円を超過した場合かつ連続する20営業日の時価総額平均が100億円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。 権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または使用人であることを要する。 但し、当社取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。	権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または使用人であることを要する。 但し、当社取締役会が正当な事由があると認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	2025年7月4日 ~2026年3月31日	2025年7月4日 ~2027年7月4日
権利行使期間	2026年4月1日~2031年3月31日	2027年7月5日~ 2035年6月12日

(注) 付与対象者の区分については付与日現在の区分を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第10回新株予約権	第16回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年2月12日	2020年2月18日	2021年2月10日	2021年2月10日
権利確定前				
前連結会計年度末(株)			1,720,000	
付与(株)				
失効(株)			1,720,000	
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
前連結会計年度末(株)	30,000	93,000		20,000
権利確定(株)				
権利行使(株)				
失効(株)				
未行使残(株)	30,000	93,000		20,000

	第22回新株予約権	第23回新株予約権	第26回新株予約権	第27回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年2月22日	2022年2月22日	2023年10月18日	2023年10月18日
権利確定前				
前連結会計年度末(株)	2,000,000		2,000,000	102,000
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				102,000
未確定残(株)	2,000,000		2,000,000	
権利確定後				
前連結会計年度末(株)		88,000		
権利確定(株)				102,000
権利行使(株)				
失効(株)				
未行使残(株)		88,000		102,000

	第30回新株予約権	第31回新株予約権	第33回新株予約権	第34回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2024年5月17日	2024年5月17日	2025年6月13日	2025年6月13日
権利確定前				
前連結会計年度末(株)	3,050,000	125,000		
付与(株)			2,630,000	123,000
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)	3,050,000	125,000	2,630,000	123,000
権利確定後				
前連結会計年度末(株)				
権利確定(株)				
権利行使(株)				
失効(株)				
未行使残(株)				

単価情報

	第10回新株予約権	第16回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年2月12日	2020年2月18日	2021年2月10日	2021年2月10日
権利行使価格(円)	462	306	270	302
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)	301	138	159	195

	第22回新株予約権	第23回新株予約権	第26回新株予約権	第27回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年2月22日	2022年2月22日	2023年10月17日	2023年10月17日
権利行使価格(円)	105	112	140	166
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)	52	73	88	106

	第30回新株予約権	第31回新株予約権	第33回新株予約権	第34回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2024年5月17日	2024年5月17日	2025年6月13日	2025年6月13日
権利行使価格(円)	133	155	61	70
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)	84	98	39	45

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第33回新株予約権（有償ストック・オプション）

使用した評価技法

モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積方法

株価の変動率（注）1	80%
満期までの期間	3.2年
安全資産利子率（注）2	0.8%
配当利率（注）3	0%

(注) 1. 企業会計基準適用指針第 11 号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」の取扱いに準じて、以下の条件に基づき算出しております。

株価情報収集期間：3.2年間

価格観察の頻度：週次

異常情報：なし

企業をめぐる状況の不連続的变化：該当事項なし

2. 国債利回りを連続複利方式に変換した金利

3. 直近の配当実績0円に基づき算定

第34回新株予約権（無償ストック・オプション）

使用した評価技法

ブラック・ショールズ方程式

主な基礎数値及び見積方法

株価の変動率（注）1	75%
満期までの期間	6.0年
安全資産利子率（注）2	1.1%
配当利率（注）3	0%

(注) 1. 企業会計基準適用指針第 11 号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」の取扱いに準じて、以下の条件に基づき算出しております。

株価情報収集期間：6.0年間

価格観察の頻度：週次

異常情報：なし

企業をめぐる状況の不連続的变化：該当事項なし

2. 国債利回りを連続複利方式に変換した金利

3. 直近の配当実績0円に基づき算定

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。なお、業績条件付有償ストック・オプションについては、権利確定条件を考慮し、権利不確定による失効数を見積もっております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,346 千円	2,111 千円
未払費用	139 "	196 "
棚卸資産	935 "	19 "
有形固定資産	13,174 "	6,811 "
繰越欠損金	3,168,468 "	3,088,743 "
繰延税金資産小計	3,185,064 千円	3,097,881 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	3,168,468 "	3,088,743 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額	16,595 "	9,138 "
評価性引当額小計 (注) 1	3,185,064 "	3,097,881 "
繰延税金資産合計	千円	千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	千円	31,270 千円
繰延税金負債合計	千円	31,270 千円
繰延税金負債純額	千円	31,270 千円

(注) 1. 評価性引当額が87,183千円減少しております。この減少の主な内容は、当社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が79,725千円減少したことに伴うものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(a)	468,986	283,161	382,287	487,671	337,151	1,209,211	3,168,468
評価性引当額	468,986	283,161	382,287	487,671	337,151	1,209,211	3,168,468
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(a)	291,527	393,583	502,080	347,112	335,986	1,218,451	3,088,743
評価性引当額	291,527	393,583	502,080	347,112	335,986	1,218,451	3,088,743
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度において、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以降開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当社グループの事業は、医薬品製剤開発及びこれらの付随業務の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
製品等の販売	325	3,976
研究開発等収入	257,590	24,108
顧客との契約から生じる収益	257,915	28,084
その他の収益(注)		100,000
外部顧客への売上高	257,915	128,084

(注) その他の収益は、2025年10月に株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所との共同開発契約に基づき、マイルストーン収入を得たものです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
(連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)「3. 会計方針に関する事項(3)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する事項
- (1) 契約資産及び契約負債の残高等
該当事項はありません。
- (2) 残存履行義務に配分した取引価格
当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、以下の内容については、注記の対象に含めておりません。
研究開発等収入のうち、マイルストーンに係る収益は、開発の進捗に応じて、顧客と合意したマイルストンの達成まで不確実性が解消しないと見込まれることから、残存履行義務に配分した取引価格には含めておりません。
売上高及び使用量に基づくロイヤリティについては、上市前のパイプラインにかかる契約であり、上市まで不確実性が解消しないと見込まれることから、残存履行義務に配分した取引価格には含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業は医療品製剤開発及びこれらの付帯業務の単一事業であるため、記載を省略しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	合計
325	257,590	257,915

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Alto Neuroscience, Inc.	257,590	医薬品製剤開発及びこれらの付帯業務
株式会社マリーヌ	325	医薬品製剤開発及びこれらの付帯業務

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	合計
103,976	24,108	128,084

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Alto Neuroscience, Inc.	24,108	医薬品製剤開発及びこれらの付帯業務
株式会社マリーヌ	3,976	医薬品製剤開発及びこれらの付帯業務

注) 上記に加えて、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所との共同開発契約に基づくマイルストーン収入100,000千円(その他の収益)を計上しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	44円53銭	33円51銭
1株当たり当期純損失()	18円56銭	17円44銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	806,756	937,373
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失()(千円)	806,756	937,373
普通株式の期中平均株式数(株)	43,468,422	53,735,719
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株 式の概要	新株予約権の目的となる株 式の種類：普通株式 新株予約権の目的となる株 式の総数：231,000株 これらの詳細については は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株 予約権等の状況」に記載の とおりであります。	新株予約権の目的となる株 式の種類：普通株式 新株予約権の目的となる株 式の総数：333,000株 これらの詳細については は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株 予約権等の状況」に記載の とおりであります。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,169,999	2,048,991
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	55,122	59,891
(うち新株予約権(千円))	55,122	59,891
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,114,876	1,989,099
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	47,495,100	59,365,100

(重要な後発事象)

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

2026年2月13日開催の取締役会において、2026年3月27日に開催を予定している第24期定時株主総会に、下記のとおり、「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」を付議することを決議しております。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、2025年12月末時点において利益剰余金の欠損額964,898千円を計上しております。

つきましては、株主還元を含む今後の資本政策の柔軟性を高めるとともに、税負担の軽減を図ることを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより、利益剰余金の欠損填補に充当するものであります。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、それぞれ同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金 : 400,000千円
資本準備金 : 564,898千円

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 : 964,898千円

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記2の資本金及び資本準備金の減少の効力発生を条件として、当該減少により増加するその他資本剰余金964,898千円を繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損填補を行うものであります。

(1) 減少するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 : 964,898千円

(2) 増加する繰越利益剰余金の額

繰越利益剰余金 : 964,898千円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日	2026年2月13日
(2) 第24期定時株主総会決議日	2026年3月27日(予定)
(3) 債権者異議申述公告	2026年4月1日(予定)
(4) 債権者異議申述最終期日	2026年5月1日(予定)
(5) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の効力発生日	2026年5月2日(予定)

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (千円)	18,808	128,084
税金等調整前 中間(当期)純損失() (千円)	623,947	925,054
親会社株主に帰属する 中間(当期)純損失() (千円)	629,576	937,373
1株当たり 中間(当期)純損失() (円)	12.82	17.44

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,805,394	1,654,600
原材料及び貯蔵品	10,018	16,927
前渡金	70,924	16,076
前払費用	9,566	8,420
未収入金	24,701	11,310
その他	12,211	
流動資産合計	1,932,816	1,707,335
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	120,107	108,010
構築物（純額）	0	0
機械及び装置（純額）	2,042	1,017
工具、器具及び備品（純額）	456	422
土地		81,899
有形固定資産合計	122,606	191,351
投資その他の資産		
投資有価証券	31,191	130,905
関係会社株式	22,624	22,624
長期前払費用	45,392	7,838
その他	2,605	1,599
投資その他の資産合計	101,814	162,968
固定資産合計	224,420	354,320
資産合計	2,157,236	2,061,655

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	21,494	47,393
未払法人税等	9,686	8,912
預り金	1,609	1,327
流動負債合計	32,789	57,633
固定負債		
繰延税金負債		31,270
固定負債合計		31,270
負債合計	32,789	88,903
純資産の部		
株主資本		
資本金	580,917	450,912
資本剰余金		
資本準備金	2,314,092	2,358,402
資本剰余金合計	2,314,092	2,358,402
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	825,684	964,898
利益剰余金合計	825,684	964,898
自己株式	0	0
株主資本合計	2,069,324	1,844,416
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		68,443
評価・換算差額等合計		68,443
新株予約権	55,122	59,891
純資産合計	2,124,447	1,972,751
負債純資産合計	2,157,236	2,061,655

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高		
製品売上高	325	3,976
研究開発等収入	257,590	124,108
売上高合計	257,915	128,084
売上原価		
製品売上原価	300	1,200
売上原価合計	300	1,200
売上総利益	257,615	126,884
販売費及び一般管理費		
役員報酬	44,604	50,237
給料及び手当	26,318	30,343
研究開発費	1 874,134	1 895,092
減価償却費	1,244	1,903
支払手数料	64,390	71,203
その他	67,113	64,404
販売費及び一般管理費合計	1,077,805	1,113,185
営業損失()	820,189	986,300
営業外収益		
助成金収入	52,533	2,779
受取利息	158	2,491
為替差益		625
保険解約返戻金		14,858
その他	236	30
営業外収益合計	52,927	20,784
営業外費用		
株式交付費	2,440	1,240
営業外支払手数料	2 9,116	2 8,503
為替差損	2,139	
その他		56
営業外費用合計	13,697	9,801
経常損失()	780,959	975,317
特別利益		
新株予約権戻入益	20,831	12,401
特別利益合計	20,831	12,401
特別損失		
投資有価証券評価損	68,493	
特別損失合計	68,493	
税引前当期純損失()	828,621	962,916
法人税、住民税及び事業税	1,982	1,982
法人税等調整額	4,918	
法人税等合計	2,936	1,982
当期純損失()	825,684	964,898

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰 余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金				
当期首残高	847,504	1,916,098		1,916,098	935,419	935,419	0	1,828,182	
当期変動額									
新株の発行(新 株予約権の行 使)	533,413	533,413		533,413				1,066,826	
減資	800,000	135,419	935,419	800,000					
欠損填補			935,419	935,419	935,419	935,419			
当期純損失 ()					825,684	825,684		825,684	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	266,586	397,993		397,993	109,734	109,734		241,141	
当期末残高	580,917	2,314,092		2,314,092	825,684	825,684	0	2,069,324	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	66,357	1,894,540
当期変動額		
新株の発行(新 株予約権の行 使)		1,066,826
減資		
欠損填補		
当期純損失 ()		825,684
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	11,234	11,234
当期変動額合計	11,234	229,906
当期末残高	55,122	2,124,447

当事業年度(自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰 余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合 計			
当期首残高	580,917	2,314,092		2,314,092	825,684	825,684	0	2,069,324	
当期変動額									
新株の発行(新 株予約権の行 使)	369,995	369,995		369,995				739,990	
減資	500,000	325,684	825,684	500,000					
欠損填補			825,684	825,684	825,684	825,684			
当期純損失 ()					964,898	964,898		964,898	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	130,004	44,310		44,310	139,213	139,213		224,907	
当期末残高	450,912	2,358,402		2,358,402	964,898	964,898	0	1,844,416	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高			55,122	2,124,447
当期変動額				
新株の発行(新 株予約権の行 使)				739,990
減資				
欠損填補				
当期純損失 ()				964,898
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	68,443	68,443	4,768	73,212
当期変動額合計	68,443	68,443	4,768	151,695
当期末残高	68,443	68,443	59,891	1,972,751

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式…… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品 …… 先入先出法による原価法

（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 5～50年

機械及び装置 4～7年

工具、器具及び備品 4年

3. 重要な収益及び費用の計上基準

（収益の計上基準）

当社は、医薬品の製剤開発等を行っており、顧客との契約に基づく研究開発等収入、製品等の販売による収入を収益として認識しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

研究開発等収入

提携先の製薬会社等の顧客との契約に基づく、契約一時金、開発の進捗に応じたマイルストーン収入等を収益認識しております。

契約一時金及び開発の進捗に応じたマイルストーン収入については、顧客との契約に定められた条件を達成し、履行義務が充足されたと判断した場合に、当該時点で収益を認識しております。

製品等の販売

製品等の販売については、製品を顧客と約束した条件に従い引渡し、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価については、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の会計処理の方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
短期金銭債権	5,620 千円	千円
短期金銭債務	693	33,621

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業取引(支出分)	547,195 千円	587,374 千円

2 営業外支払手数料の主な内容は、次のとおりであります。

新株予約権の発行に係る弁護士費用等の専門家報酬等であります。

(有価証券関係)

前事業年度(2024年12月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、時価の記載を行っておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度
子会社株式	22,624

当事業年度(2025年12月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、時価の記載を行っておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度
子会社株式	22,624

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,346 千円	2,111 千円
棚卸資産	935 "	19 "
有形固定資産	13,099 "	6,756 "
繰越欠損金	3,168,468 "	3,088,743 "
繰延税金資産小計	3,184,850 千円	3,097,630 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	3,168,468 "	3,088,743 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	16,381 "	8,877 "
評価性引当額小計	3,184,850 "	3,097,630 "
繰延税金資産合計	千円	千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	千円	31,270 千円
繰延税金負債合計	千円	31,270 千円
繰延税金負債の純額	千円	31,270 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度において、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以降開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	120,107			12,096	108,010	399,025
	構築物	0				0	10,707
	機械及び装置	2,042		1,686	1,024	1,017	246,919
	工具、器具及び備品	456	437	1,354	471	422	248,964
	土地		81,899			81,899	
	計	122,606	82,337	3,040	13,592	191,351	905,616

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

2. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

土地 本社及び工場用地 81,899千円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 https://www.medrx.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第23期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

2025年3月31日四国財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年3月31日四国財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第24期中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日） 2025年8月8日四国財務局長に提出。

(4) 有価証券届出書及びその添付書類

有価証券届出書

2025年3月25日四国財務局長に提出

(5) 有価証券届出書の訂正届出書

2025年3月25日四国財務局長に提出した有価証券届出書の訂正報告書

2025年3月28日及び3月31日四国財務局長に提出

(6) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書

2025年6月13日四国財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月18日

株式会社メドレックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越智 慶太

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレックス及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する経営者の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、医薬品の研究開発を主軸とするベンチャー企業である。医薬品の研究開発には多額の初期投資を要し、その投資資金回収も他産業と比較して相対的に長期に及ぶため、ベンチャー企業が当該事象に取り組む場合は、一般的に期間損益のマイナスが先行する傾向にある。このため、先行投資期間においては、必要に応じて適切な時期に資金調達を実施し、財務基盤を強化する必要がある。</p> <p>このような状況の中、2025年12月期においても、連結損益計算書上、営業損失 941,999千円を計上しており、過去から継続して営業損失となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると判断している。</p> <p>しかしながら、会社は2025年4月16日に実施した第32回新株予約権の発行等によって、当面の資金を確保できており、重要な資金繰りの懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。</p> <p>継続企業の前提に関する経営者の評価は、主に、経営者による将来の資金繰り計画（資金調達計画を含む）に基づいている。当計画における上市製品の販売による収入及び製造による支出、将来の研究開発等収入、研究開発費の支出及び資金調達による収入の見込みは、経営者の仮定や判断を伴うものであるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に関する経営者の評価を検討するにあたり、主として、以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)経営者による将来の資金繰り計画の見積りを評価するため、資金繰り計画策定の内部統制の整備及び運用状況の評価を行った。この過程の中で、経営者が資金繰り計画に一定のリスクを反映させて見積りの不確実性を織り込む資金繰り計画策定のプロセス及び重要な仮定の前提を理解した。</p> <p>(2)資金繰り計画の合理性、実現可能性の検討にあたっては、経営者によって承認された次年度の事業計画との整合性を検証するとともに、過年度の事業計画の達成度合いに基づく見積りの精度を評価した。</p> <p>(3)資金繰り計画に含まれる重要な仮定である上市製品の販売による収入及び製造による支出、研究開発等収入による収入、研究開発費の支出、及び資金調達による収入の見込みについては、経営者にヒアリングするとともに、以下の検討を実施した。</p> <p>上市製品の販売による収入については、販売パートナーとの提携契約の内容等により左右され、不確実性を伴うことを踏まえ、受領の確実性について評価を実施した。</p> <p>上市製品の製造による支出については、製造委託先との製造委託契約の内容等に基づき発生が見込まれる費用支出を網羅的に資金繰り計画に見込んでいくかどうかの検討を実施した。</p> <p>研究開発等収入による収入については、主に、提携先の製薬会社等との契約に基づき、研究開発の進捗による契約条件の達成により受領が確定するという特徴を踏まえ、受領の確実性について評価を実施した。</p> <p>研究開発費の支出については、過去実績からの趨勢分析及び各パイプラインの研究開発の開発方針に基づき発生が見込まれる費用支出を網羅的に資金繰り計画に見込んでいくかどうかの検討を実施した。</p> <p>資金調達による収入については、資金調達手段が第三者割当による新株予約権の行使等による収入である場合、新株予約権の行使等の進捗は、株価等により左右され、不確実性を伴うことを踏まえ、入金の実確性について評価を実施した。</p> <p>(4)監査人の批判的検討として、確実に見込まれる収入のみを見込んだ資金繰り計画において、手許資金により、翌連結会計年度の研究開発活動を展開する資金が十分に確保できているかどうかの検討を実施した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかの注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メドレックスの2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社メドレックスが2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があ

る。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月18日

株式会社メドレックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

高松事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越智 慶太

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレックスの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する経営者の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（継続企業の前提に関する経営者の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。